

令和3年 第2回

木古内町議会定例会会議録

令和3年6月17日 開会

令和3年6月17日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

## 目 次

	提出された案件及び議決結果	1
	第1日目（令和3年6月17日）	
	議事日程	2
	議会運営委員会報告書	3
	議長諸報告	4
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	5
	開会・開議の宣告	7
日程第 1	会議録署名議員の指名	7
日程第 2	議会運営委員会報告	7
日程第 3	会期の決定	8
日程第 4	議長諸報告	8
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告	8
日程第 6	行政報告	9
日程第 7	一般質問	11
	3番 東 出 洋 一	11
	8番 廣 瀬 雅 一	18
日程第 8	報告第1号 令和2年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	22
日程第 9	報告第2号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費に ついて	23
日程第 10	議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算（第2号）	23
日程第 11	議案第2号 令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	47
日程第 12	議案第3号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	48
日程第 13	議案第4号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	49
日程第 14	議案第5号 木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結に ついて	50
日程第 15	発議案第1号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	51
日程第 16	発議案第2号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について	52
日程第 17	発議案第3号 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について	53
日程第 18	発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査について	54
日程第 19	意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求め る意見書	54
日程第 20	意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意 見書	56
日程第 21	意見書案第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書	57

日程第22	意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	58
日程第23	意見書案第5号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	59
日程第24	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について		61
	会期中の閉会		61
	会議録署名議員の署名		62

## 令和3年6月17日（木）第1号

- 開会日時 令和3年6月17日（木曜日）午前10時00分  
○ 閉会日時 令和3年6月17日（木曜日）午後 4時31分
- 

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	野村広章
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	福田伸一
町民課長	阿部亮輔
税務課長	幅崎英樹
会計管理者	幅崎英樹
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	西山敬二
給食センター長	西山敬二
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和3年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和3年6月17日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	令和2年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について
9	報告 第2号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費について
10	議案 第1号	令和3年度木古内町一般会計補正予算(第2号)
11	議案 第2号	令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
12	議案 第3号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
13	議案 第4号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
14	議案 第5号	木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について
15	発議案第1号	木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
16	発議案第2号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について
17	発議案第3号	議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について
18	発議案第4号	議会閉会中の所管事務調査について
19	意見書案第1号	コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書
20	意見書案第2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
21	意見書案第3号	2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書
22	意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
23	意見書案第5号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
24		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

令和3年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和3年度木古内町一般会計補正予算(第2号)	3.6.17	原案可決
議案第2号	令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	3.6.17	原案可決
議案第3号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	3.6.17	原案可決
議案第4号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	3.6.17	原案可決
議案第5号	木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について	3.6.17	原案可決
報告第1号	令和2年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	3.6.17	報告済み
報告第2号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費について	3.6.17	報告済み
発議案第1号	木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	3.6.17	原案承認
発議案第2号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について	3.6.17	原案承認
発議案第3号	議会改革特別委員会の設置について	3.6.17	原案承認
発議案第4号	議会閉会中の所管事務調査について	3.6.17	原案承認
意見書案第1号	コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書	3.6.17	原案可決
意見書案第2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	3.6.17	原案可決
意見書案第3号	2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書	3.6.17	原案可決
意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	3.6.17	原案可決
意見書案第5号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	3.6.17	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	3.6.17	承認

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和3年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
4番 吉田裕幸君、5番 安齋 彰君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
令和3年3月12日に開われました、令和3年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 2番 手塚昌宏君。  
○2番(手塚昌宏君) 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 手塚昌宏。  
議会運営委員会報告書。  
令和3年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。  
記 1. 会議開催状況。  
会議開催日 令和3年6月14日 出席委員、欠席委員につきましては、記載のとおりでございます。  
2. 令和3年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、6月17日から6月18日までの2日間としたい。  
17日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。  
(3) 付議案件は、議案5件、報告2件、発議案4件、意見書案5件である。



(4)一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。

3. 令和3年第2回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)議場内、委員会室においては、出席者及び傍聴人はすべてマスクを着用し、発言は全て自席で行うこととする。

(2)議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3)出席者には、飲料水を配付する。

(4)傍聴席への入場は18名までとする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの2日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和3年3月12日に開かれました、令和3年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会 委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告

いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、4月20日、6月3日の2回開催しておりまして、出席委員と説明員につきましては、記載のとおりでございます。

2. 所管事務調査項目。

(1)といたしまして、まちづくり未来課、新型コロナウイルス感染症対策について、(2)町民課、認定こども園について、(3)町政全般に関する緊急を要する課題について。

3. 調査報告をいたします。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行いました結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1)新型コロナウイルス感染症対策事業について。

新型コロナウイルス感染症が世に広まり、1年以上が経過しました。これまで国が実施してきた対策については様々な賛否がある中、当町における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況については、町民の安心・安全を第一に考え実施されており、一定の評価をしております。

現在も緊急事態宣言継続中であり、町民においては不要不急の外出自粛や交流人口の減少による減収などの不自由な生活を強いられています。

新型コロナウイルス感染症が流行する前の生活を取り戻すためには、今後の感染症対策の取り組みについて、交付金の範囲にこだわらず支援事業の検討・実行が望まれます。

(2)の3件の調査については、我が町の方針や構想が示されました。

①といたしまして、第2青函トンネル構想については、当町のみならず渡島や北海道全域に大きな経済効果をもたらす構想であり、他市町村との情報共有を図るとともに連携を密にして、我が町の方針に沿って慎重に進めることを望みます。

②旧恵心園施設等の後利用については、当初予定しておりました譲渡から無償貸付となったものの、後利用が早期に決定したことは高評価に値します。無償貸付の5年間はフォローアップにしっかり取り組み、現在、農業を営んでいる方々とともに、木古内町の農業が将来にわたって、活気あふれることを期待いたします。

③薬師山環境整備事業については、これまでに多額の投資をしてきましたが、成果が大変薄かったことを反省しつつ、失敗を糧に新たな観光資源となるよう期待いたします。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。町長よ

り行政報告がありますので、これを許します。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 町議会議員の皆様、おはようございます。

1件の行政報告、させていただきます。

1. 火災の発生についてでございます。

6月3日木曜日、10時25分頃、前浜地区の民家において、火災が発生いたしました。

家人は留守で、近所の方々が初期消火にあたる一方、この方々からの通報により、ただちに消防が出動し10時55分頃に鎮火しております。

この火災による周辺への延焼や人的被害はありませんでした。

また、火災の原因及び損害額につきましては、現在、調査中であります。

町といたしましては、今後も町政広報や防災行政無線による、火災予防の周知徹底に努めてまいります。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 町長より行政報告が終わりました。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 6番 新井田でございます。

いま町長のほうから、行政報告がございました。事件のほうは6月3日ということですので、もう既に相当な時間が経過しております。文言の中にも原因云々というような話が文言になっていますけれども、行政としてこの期間の間に、その原因的なものは何か把握されている部分があるのであればちょっとお知らせを願いたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** 火災の原因等につきましては、現在まだ調査中でありまして、判明してございません。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** わかりました。これも一つは、先ほどいわゆる周知徹底という話なんだけれども、毎回同じような状況なんだけれども、こういう事例が起きた場合は、広報だとか行政無線というようなことになるんだけれども、やはり事件というかこういう事例が起きたっていうことは、もう間違いないので、この辺の周知徹底っていうのは、やはりリアルタイムで行うべきじゃないかと思うんですよ。だから、結果がこうだっていうようなことよりも、やはり周知の方法っていうのは当然、それ以外にやり方は当然あるので、その辺はスピードをもって町民の皆さんにお知らせをするということをまず努めじゃないかなと思うんです。だから、月1回の広報でこうだよとかっていうことでなくて、やはりその辺はスピードをもってやってもらわないと別に周知にならないと思う。危機感が全くなくなるというようなちょっと思いがあるので、その辺をやはりスピードをもった形で対応できればなど思っているんですけれども、対応のほうはそういう思いはあるんだけれども、行政の考えどうなのかちょっと聞きたいです。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** この6月3日の火災につきましては、皆様方ちょうど委員会等でお集まりいただいていた時に、町長のほうからも休憩中にご報告をさせていただきました。

間もなくだったと思いますが、消防からの発信といたしまして、防災行政無線で「ただい

まの出勤は」ということで、周知は図られているところであります。

また、このような事例がありましたら、周知のほうはスピーディーに即座にやるということは、常に心がけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出洋一です。

皆さん、おはようございます。町長に向けて私のほうから、一つ一般質問させていただきたいと思ひます。

国勢調査速報値を踏まえた人口減少対策について、町長にお伺ひいたします。

新型コロナウイルス感染症流行後、はじめての国勢調査が行われました。そのことについて、6月1日に2020年国勢調査の速報値が新聞報道されました。結果的には、道南全体においては、減少数・減少率とも前回調査と比較すると拡大しており、当町においても、2015年と比較して人口は15.6%減少し、高齢化率も上がっております。

また、その新聞報道の中では、人口減少に対する特効薬はないんだと言い切った内容となっております。さらにますます人口減少に拍車がかかり、基幹産業イコール一次産業が衰退する危機的状況に置かれていとも記載されており、私自身も大変危惧しております。

現在、当町では人口減少対策については、これまで様々な施策を講じて発信しているものと理解しておりますが、死亡数が出生数を上回る自然減、就職や進学等で町外に出る社会減で、人口減少に歯止めがかかりません。当町においては今年度から、5年間実施する「出生お祝い事業」を年間150万円、1人あたり10万円の15名分を予算化しましたが、ほかにも様々な知恵を出し合いながら事業展開が必要と考えます。

当町の最重要課題と捉え、今回の報道を受け、どのように事業展開していくのかハード面、ソフト面があると思ひますが、町長の考えをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 3番、東出議員の質問にお答えいたします。

国勢調査速報値を踏まえた人口減少対策についてですが、木古内町のみならず、地方衰退の根本的な原因の一つが人口減少でありますので、町の10年先・20年先の未来を見据え、政策を展開していくことがいまこそ必要であると強く認識をしております。

国勢調査の結果につきましては、2015年が4,547人、2020年が3,836人と、この5年間で711人減少しており、この要因といたしましては、出生数の低下による自然減や、都市部への人

口流出といった日本全体の問題による影響と、町特有の事情として、高齢化率が約50%と高いことから、自然減の割合が高いことや、2015年には北海道新幹線関連工事の最盛期であったことから、その当時は工事関係者が多かったことが影響していると分析しております。

その上で、これから町が進める人口減少対策といたしましては、企業誘致による雇用の場の確保、町民の皆様が安心して生活できる住環境の整備などそのような対策の実施による子育て環境の向上や、ICT情報通信技術を活用した行政手続きの簡略化、教育・福祉の充実などに取り組み、現在、木古内町に住んでいただいている方々の満足度を上げるそういったことが、将来的な人口減少の抑制につながるものと考えております。

また、経済的な支援や環境の整備は、潤沢な予算が必要となり過疎化が進む自治体ほど継続的な実施が難しいというそういった側面もありますので、ふるさと納税で新たな財源を増やすとともに、新しい産業の創出や企業の誘致・進出などによって雇用を生むことにより自然と人が集まる、持続可能な循環を生み出すことが人口増加のための根本的な課題解決であると認識しています。

今後はそれらの対策を形にするため、課を越えた横断的な議論により施策の検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** 3番 東出です。

再質問させていただきたいなと思います。町長も私も生まれは木古内じゃなくて、よその人間ですよ。そこで自分自身もいろいろと考えた中で、木古内高校を卒業してから約半世紀木古内にお世話になっているんですけども、やはり木古内の町の良さを我々自身みんなが良さを理解するべきだと私は思うんですよ。そんなことで、これは町長に私のほうからの考えの一つなんですけど、今回、国勢調査で711人のかたがいなくなってしまったと。そうするとある意味では、普通交付税にもこの人数っていうのが跳ね返ってきますよね。1人あたり聞いたら20万から25万くらいが1人いなくなることで減るんだというのもお伺いしているんですけども、大事なものは私は最低、町長自らいろいろと言っているんですけども、最低例えば3,800人は切らないんだぞという強い私は気持ちを持つべきだと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。絶対もうこの数字だけは、何としてももう守るんだと。例えば3,850人でもいいです、3,900人でもいいんですよ。という最低これだけ死守するっていう強い気持ちが私はあっていいんじゃないかなと思うんですよ。その辺について、町長の考え方を伺いたしたいと思いますし、ちょっと質問の中になかったんですけども、今回4月末の町政広報の人数を見ますと増えているんですよ。人口総体が19人増えて、3,907人になっているんですけども、毎年4月というとやれ進学だ、転勤だなんだって減るんですけども、ここちょっと教えていただきたいなと。なぜこの4月に19人増えた要因っていうのがあると思うんですけども、そこは参考までにちょっと教えていただきたいなと思います。まずそこを一つお答えを求めたいと思います。大変申し訳ないですけども、そこはちょっと書かれたことになかったんですけど、よろしくお願いします。

それから、新聞報道で自分では大変残念であったなと思うのは、特効薬がないという書き出し、大きな見出し付いていたんですよ。特効薬がないかもしれない、それは私も思う。

がしかし、予防薬だとか治療薬、いまコロナの接種しているのはこれは予防薬ですよ。

やはり人口をどう減らさないようにするかっていういろいろな予防策、これはいままでの

ろいろな中でやってきていると思うんですよ。治療薬の中にはある意味では、ことしの出生祝い金ですか、というようなものもお金をかければ治療薬となるわけじゃないですけども、そんな意味では私は決して特効薬はないというそういう表現よりは、それはそれとしながらもやはり治療薬、予防薬、これをきちんと私は把握しておく必要があるだろうと思うんですよ。それは何かと言うと、先ほども言いましたように、やはり当町の魅力というのありますよね。こういう田舎だけれども、やはり木古内は木古内の良さがあるんですよ。それを私は先ほど冒頭に言ったように、やはり木古内の良さというものをきちんと把握して、それを私は町長自らがトップセールスとして発信するべきだと私は思うんですよ。人口増のための私はある意味じゃ一つのパンフを作ったっていいじゃないですか。人口、木古内の魅力を発信するための例えば一例として挙げますよ。気候が温暖であると。そして、四季がはっきりしている。自然災害が少ないんだと。それともう一つは、ここに町長の答弁の中に書かれていましたけれども、「教育・福祉の充実がされている」と言うんですけれども、私はやはり教育も大事ですよ。保健・医療・福祉は、充実されているとこの当町の良さは、私はそう思っているんです。その辺を町長自らが一極集中している東京だとか札幌だとか、そういうところにやはり企業誘致云々とかって言うけれども、そういうところに何からの形でより以上のトップセールスをするべきだと私は思うんですけれども、まずその辺について町長の考え方をお伺いしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員の再質問にお答えいたします。

まず先に、町政広報6月号で4月末現在が前月対比で19人増えて、3,907人と増えているんじゃないかというような2点目の再質問から答弁させていただきます。

どうしても3月転出の部分が先に数字が動きます。ことしはコロナの影響で、官庁も含めて4月若しくは5月・6月にずれ込んだりですとか、毎年とは違うちょっと動きがあったものですから、ことしはそういったパターンであったとそういうことで理解していただければなと思っております。

また、3,800人例えばだと思んですが、人口の目標を設定してここは絶対に死守するんだとそういう趣旨のご質問と、あと特効薬がないので、私自らトップセールスをしてはどうかとそのような趣旨のご質問だったかと思えます。

まず、人口の目標値でございますが、まず木古内町の良さをみんなで理解することが大切であると東出議員はおっしゃいました。私もそのように思っております。それが前回の移住定住の一般質問の中でいただいた、3本の柱でございます。一つがベッドタウンのニーズ、二つ目が企業人材のニーズ、三つ目が別荘リゾートのニーズ、これが移住定住における3本の矢ということで、これは3本の矢なんですけど、その中で木古内の良さをどれだけ発信できるかが大切であるかとそういったことをいま東出議員から改めてお教えいただいたなと思っておりますので、3本の矢を進める中で、しっかりとそういった部分を取りまとめて発信してまいりたいと思っております。

また、社会減と自然減というものが我が町では社会減が約3割、自然減が7割でございます。

それで、出生率を上げるっていうことがやはり少子化対策として大切になるかと思えます。

将来的に人口を安定化させて、人口構造というものを若返らせるために少子化に歯止めをかける必要があります。その中で、出生数の増加を図ることによって、令和47年にはこちら

2065年になりますけれども、年少人口は0歳から14歳までのことですが、人口の約20%、そして老年人口、こちら65歳以上でございまして、30%程度になることをいま目指しております。これは、なんのためにかと言いますと、若者を中心とした生産年齢人口が半数を占める、そのような人口構造を目指しているわけでありまして。それを達成するためには、これは町独自の目標設定のシミュレーションでございまして、国立社会保障人口問題研究所の推計方法に準拠した推計に加えて、2,030年に人口出生率が2.1を達成すること、そして2,030年以降も合計特殊出生率を2.1を維持すること、そして2030年までに社会移動、社会増減が差し引きプラスマイナスゼロになること、以上の設定した条件を達成した場合、令和27年こちら2045年ですが、2,331になるということです。この数字の死守すべきだと思っています。これは、町独自のシミュレーションです。社人研のシミュレーションの場合、同じ令和27年の2,045年には1,404人となりますので、約900人から1,000人ぐらい町独自に高い目標を持って取り組んでいるということです。

先ほど、東出議員から町長自らPRすることということでございます。現在、コロナ禍でなかなか外に出られない状況が続いていても、ズームでありましたり、ネットの部分で町内外に情報を発信する、木古内のPRを発信するということは創意工夫でできますので、そこは徹底してやっていきたいと思っておりますが、令和4年度は町の未来を担う子育て世代、そして子ども達のために強く政策を進めていきたいと思っております。例えばですが、様々な子育て支援等に関わる事業、これも木古内町たくさん良いことやっているんです。福祉もそうですけれども、町民の安心安全でしたり、町民の生活向上のために様々な政策をやっていっているんですが、なかなかそれが町内・町外に上手に周知されきれていないなとそういった部分も東出議員が感じてPRすべきだというような再質問をいただいたかと思っております。ですので、子育て支援に関わる事業を一つのいわゆるパッケージにしたいなと思っております。イメージといたしましては、漁業者チャレンジ補助金、そのような形で子育てに関わる政策事業を一つのパッケージにして、それを町内外に木古内はこういった取り組みをしているんだと、子育て支援にこれだけ力を入れているんだとそういったPRをしていきたいと思っております。まず、子育てに力を入れている町だと、より知ってもらおう努力、こちらをしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** いま町長から、なんかわかるようなわからないような私にすると何も理解できないんですよ。ということは、2,030年度には2.14人だとか何とか言いましたけれども、やはりいま現実が私はいま現在が私は大事だと思うんですよ。じゃあ町長の答弁の中に、町の10年先、20年先を見据えた政策を展開していくという答弁をもらったんですけども、その頃までにはどうなんだろうかと私は疑問があるんですよ。やはりこのいま当面5か年ですよね。だから私は、次回の国勢調査の時までもいいから、最低これだけの人口は守るんだというやはりそれをいま私は欲しいんですよ。その将来の人口推計どうのこうのというそれはわかる。わかるけれども、やはり何としてもこの数字だけは、数字は何もいいですよ。

町長の心構えとして、腹の中にある数字でいいんですよ。絶対これだけはもう守るんだというやはり強い気持ちを持たないと私は、この問題は本当に大変な問題ですけども、そういう強い気持ちで向かっていってもらいたいと思っておりますよ。一例を挙げれば、知内と木古内あれした場合に木古内のほうがずっと人口多かったですよね、いままで知内・木古内と対

比した時に。これ逆転してしまったといういまこの現象があるんですけれども、木古内だっ  
ていま農家を見てください。ほとんどもう後継者で若い人がいるんですよ。そして、子ども  
2人・3人といまこの7月になるとまた双子産むような人もおりますので、農家のほうではそ  
ういう傾向になっているんですけれども、やはり知内も人口増えていったっていうのは、そ  
ういう若い人が漁家さん、農家さんの中でニラ、ホタテ・カキで後継者が増えて人口が逆転  
したんだろうなとこれ私の推測ですけれども、やはりそこには地元の何と言いますか一次産  
業が主体となるんだろうけれども、ここのテコ入れはやはり常に頭の中に入れておいてかか  
っていただきたいなと私はこのように思っております。

それで引き続き、当町の良さというのはPRするって私言いましたけれども、やはりここ  
は交通の利便性が良いということだと私は思うんですよ。新幹線駅があり、そして高規格道  
路については来年3月までには開通すると。それからもう一つは、ソフト面で言いますと医  
療費の18歳未満の無料ですよ。それから給食費の無料化、それから高齢者に対しては入浴  
無料券の配布だとか、それから今回からやったハイヤー代の補助だとか、いろいろな面では  
私は決して他町から比べた場合に、木古内は劣っているっていう私は気はないですよ。ただ、  
残念なのはやはり若い人がこの地になかなか農家・漁師さんはいるんだろうけれども、職  
場がないために北海道から出ていってしまうという現象があるので、やはりとはいいつつも  
強調したいのは私は交通の要衝であると。そして、先ほども言ったように自然災害もないし、  
ソフト面においては先ほども言ったように、医療費含めその他の部分での良いものたくさん  
あるので、この辺をやはり強調していくべきだと私は思うんですけれども、その辺について  
町長の見解をお伺いしたいと思います。交通の利便性を含めた新幹線がある、これをどう発  
していくかですよ。その辺について、町長のさらなるお答えがあれば、お伺いしておきた  
いと思います。

それから、新聞報道から見ると渡島西部4町の中で知内町以外が二桁の減少率になってい  
るし、こう見ますと海岸線がずっと二桁台になっているんですよ、渡島檜山を見た中でも。

ということは、やはり先ほど私冒頭に言ったように、一次産業が衰退していつているんだ  
ろうなというふうに私理解するんですけれども、ここは町長どうでしょうか。私から町長に  
一つの提言と言いますかこれはあれなんですけれども、渡島西部4町の幹事・参与って言う  
んですか、首長とか副町長とか集まる機会があると思うんですよ。ここはやはり渡島西部4  
町で、きちんとタックを組んでどうするかっていう議論も私は必要だと思うんですよ。そん  
な意味では、余計なお世話かもしれないけれども、やはり同一の問題を抱えていると思うの  
で、そういう部分では何らかの対策を我が町だけで捉えるのじゃなくて、広域的に私は考え  
ていってもいいんじゃないのかなというふうに私は思うんですけれども、その辺について町  
長の考え方をお伺いしたいと思います。

先に言った交通利便性と、それから4町の関係の部分の二つになろうかと思っておりますけ  
ども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員の再質問でございますが、私が就任させていただいて令和  
2年の5月の所信表明の中で、「若い世代が急激に減少しているいま、最も重要なのは雇用の創  
出、子育て支援、移住対策をより充実させ、魅力あるまちづくりに挑戦し、創造していくこ  
と」だというふうに申し述べさせていただきました。



この中の一番最初の雇用の創出というのは、企業誘致でありましたり進出でありましたり、またチャレンジ漁業者のチャレンジ補助金を新たに作ったりですとか、そういった取り組みをしております。

子育て支援に関しましては、ことしの3月から出生お祝い事業というものをスタートさせていただきましたが、ただ先ほど答弁させていただいたように、いままでの子育てというのは、切れ目がないふうにといいふうに行政で思っているんですが、ただ妊婦さんのお母さんだったり、生まれた時は保健福祉課だったり、保育園が町民課だったり、小中学校が教育委員会でしたり、課が異なります。行政側としては、それでしっかりともちろん業務をさせていただいていますが、利用者さんに寄り添った時にそういった課がより連携を深めて、利用しやすいわかりやすいそういった体制づくりというものは、令和4年度に一つの課題として、何とかよりサービスを使ってもらえるようにちょっと課題として職員に指示をしているところであります。

また、移住対策も先ほど説明させていただきましたが、木古内の魅力を盛り込んだ中、3本の矢で進めていきたいと。私の1回目と2回目の答弁と、この所信表明に書いていることがある程度全てでございます。

また、5年後の国勢調査の目標ということですが、いまその数字をはっきりと何千人と申し上げることはできませんが、私の気持ちとしては1人でも減らさない、できれば1人でも2人でも増やしたい。そういった気持ちで人口減少対策に全力で取り組んでいるところでございますが、ただ1年・2年、気候変動と同じで1年・2年で結果が出るわけではないというのはわかっています。だからこそ10年・20年後の未来を見据えて、その目標に向かって進むわけでありますが、ただ10年・20年後の未来というのも1年1年の積み重ねですから、できるだけ減らさない、できるだけ増やすんだとそういった前向きな気持ちで、全力で人口減少対策に職員と一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、東出議員におかれましても様々なご意見・ご提言をいただきましたので、来年令和4年度の人口減少対策、特に少子化対策の部分につきましては、町としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

答弁漏れでございました。

渡島西部4町との人口減少対策の連携ということでございますが、そちらもいま人口減少に関わらず、様々な分野で首長、ほかの自治体と連携・情報交換を積極的にするようにしております。これは、もちろんコロナ禍ですのでなかなか会いには行けないんですが、電話等でコロナ対策一つにしても国の動き一つにしても、それぞれの情報交換をして自治体は違いますが、同じ生活圏として取り組んでいく連携する大切さというのは、私も非常に認識しているところでございますので、人口減少対策という部分でもさらに連携を深めて、ほかの自治体と力をあわせることによって、より強力な人口減少対策となり、成果が出るようにこれからさらに連携を深めるよう取り組んでいきたいとそのように思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** だいたい私の聞きたい部分、一般質問を今回させていただいたんですけども、私もある意味では町長にただ一般質問として投げかけるだけじゃなくて、我々議会としても何ができるのか、それから私一個人としても人口減少について何ができるのかということをお互い同じ考えでいかないと、それからそこにおられる管理職の皆さんも私はそ

うだと思うんですよ。やはりここは私一等先に言ったのは、やはり同じ立場で同じ考えのもとで進めていかないと、ただ町長がワイワイガヤガヤとあれしたって、後ろについてこなきゃ笛吹けども踊らずじゃないけれども、だからこの辺の部分については、やはり全町民に対しても人口減少対策これだけ一生懸命やっているんだよと、どうか理解してください。そして、1人でも木古内にUターンって前、Iターンって言葉があったけれども、そういうような部分ではやはり情報発信というのは私は大事だと思うんです。だから、町長自身も就任当初の話を出していましたが、やはり大事なことは私はぶれないでやるんだという部分を強調していけば、みんなついてきますよ。ですから、やはり私が町長にPR・アピールの先導になれと言ったのは、トップが一生懸命やっていたらみんなついてくると思うんです。

親父、一生懸命やっているな、じゃあ俺も手抜きはできないなというふうになってくると思うので、そういう強い意識を持つ、それからみんなに持ってもらうというそれをいかに知恵を出してやっていくかというのは、私は町長の仕事だと思っていますので、その辺我々私もいろいろな面で協力もしますし、町長自らもそういうような部分では頑張っって何とか1人でも多く増やすように頑張っっていきましょう、これ。最後は質問じゃなくて、町長に対するお願いやらかな部分で終わりましたけれども、そういうようなことでもしそれらについての決意があればお伺いしますし、なければいいです。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員の最後の再質問でございます。

いま議員からも一緒に進めていこうではないかと、とても心強いお言葉をいただきました。

町といたしまして東出議員のおっしゃるとおり、誰か1人が物事を進めてもなかなか前に進まないと思っていますので、できるだけみんなと同じ目標に向かって力をあわせると。それがこの町、木古内町にとっていま力が出せる姿がやはり同じ方向をみんなに向くことが必要だろうとそれは私も理解するところであります。

先ほど1回目の答弁で、「課を超えた横断的な議論による施策検討」という表現をさせていただきましたが、これがまさにいま東出議員がおっしゃったようなことでございます。

各課の職員で構成するこれは仮称ですけれども、まちづくり施策検討会議とそういったものを職員で立ち上げたいと思っています。まちづくりに関する様々な施策を多角的に協議し、直ちに実行可能なもの、そして特にまちづくりに効果的なもの、人口減少に効果的な施策については、令和4年度以降の予算反映を検討して、いまのところ担当課長と副町長も含めて、そのようにいま検討をしているところであります。

現在、町職員は町外出身の職員、そして若い職員が非常に多くなってまいりました。

そういった中では、新しい目線、若者の目線、よそからの目線、そういった目線が非常に大切であろうということで、この検討会議の立ち上げを検討しております。

その中で、2回目の答弁の中にも切れ目のないという表現、切れ目のない子育て支援ですとかそういった表現をさせていただきましたが、切れ目のない子育て支援、そして切れ目のない高齢者の福祉の政策もそうですが、課の横の連携が非常に必要であるということも本日再認識いたしましたので、それらについても職員と力をあわせて、全力で取り組んでまいりたいと思いますので、東出議員におかれましても今後ともご理解をいただきながら、お力添えをいただきたいとそう思います。私からの答弁は、以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君の一般質問を終わります。

次に8番 廣瀬雅一君の一般質問を行います。

8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** 皆さん、おはようございます。8番 廣瀬雅一でございます。

私から1点、町長にお伺いいたします。

当町におけるSDGsの取り組みについてでございます。

近年、SDGsについて、各自治体や企業が盛んに取り組まれており、当町においても第2期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれております。

また、町長が掲げる「持続可能なまちづくり」にも合致する点が多々あると思っておりますが、以下の点について町長にお伺いいたします。

(1) 町長が考えるSDGsの今後の取り組みについて、(2) 国は、SDGsの目標達成に向け、様々な施策を実施しております。また、自治体によっては、数は少ないものの条例化されている自治体もありますが、当町においては、SDGsの条例化に向けて協議検討する考えはあるのかお答えをお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 8番、廣瀬議員の質問にお答えいたします。

一つ目のお尋ねでございますが、廣瀬議員がおっしゃるとおり、私が掲げる目標の「いまと未来を守るために持続可能なまちづくりに挑戦する町政」は、SDGsと合致する点が多いものと認識をしております。

現在、町が策定している木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる基本目標の4項目と、目標を達成するための具体的な施策に対して、SDGsで掲げる17の目標を関連付けし、SDGsの達成を見据えた政策展開との関係性や進捗状況を視覚化しております。

今後の取り組みといたしましては、町におけるSDGsのさらなる浸透を図るため、町の政策予算にSDGsの17の目標を表示します。政策とSDGsとの関係性を視覚化することで、分野ごとの状況把握、そして今後の政策展開に活用してまいりたいと考えております。

SDGsを推進する理由といたしましては、行動しないことがリスクにつながる時代であると私自身考えるからであります。また、自治体全ての事業がSDGsであると認識をしております。

したがって、未来を見据えて挑戦することが、町民の皆さまの幸せ、町のさらなる振興発展につながるものと考えております。これらのことを踏まえて、今後、策定される第7次木古内町振興計画におきましては、SDGsを踏まえた計画となるよう協議をしております。

二つ目のお尋ねでございますが、政府はSDGsを推進しておりますが、その法的根拠というものがありません。その一方で、地方自治体の法的根拠でございますが、これは地方自治法の第1条の2にあります。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明記されております。同条文中の「住民の福祉の増進を図る」とは、SDGsが掲げる「誰一人として取り残さない」と同じ含意があるからであります。SDGsが掲げる17の開発目標は、地方自治体の政策ときわめて親和性が高いものとそのように言えると思っております。

また、町が現在公布しております、各種条例・要綱・規則の中には、SDGsの17の目標、その目標に趣旨・目的が合致する条例、そういったものが多数あると認識をしております。

で、政策の予算とあわせて整理を進めてまいります。

それらの結果を踏まえて、条例化の可否については、総合的に判断してまいりたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いまの町長答弁をお聞きしまして、確かにこのSDGsに関して認識、またこれについて今後進めていくだろうということは確認いたしました。ただ、いま現在はちょっと見えていない部分があるのかなという部分、いま現在これに絡めたものというのは、施策だとかそういうのは見えてこないなど。確かにいままでやってきた施策だとかというのは、合致している点はあると思います。私もいろいろインターネットであったり、文献書も取り寄せてちょっと調べてみました。また、自分自身の企業活動においてやはりこれを取り組む取り組まないという部分で、かなり危機感というものがあるんですよ。そこで、危機感があるからこそこの幅広いわかりづらい題材だと思うんですよ。17の目標、169のターゲットということで、大変幅広い部分だとは思いますが、そういう危機感のもと、こういう質問という形にしていました。町長自身もこういう危機感というものは持っているのかどうかというのをまずちょっとお聞きしたいと。

また、昨年6月の定例一般質問でこのSDGsに関して、SDGs未来都市を目指してはどうかという一般質問をいたしました。先ほども言いましたように、現段階では施策として見えていないというのが印象なんです。しかし、行政の施策事業と先ほど答弁にありました親和性が足りないと思っております。また、既に実施した施策事業が合致する点が多々あると思っております。また、町から発信する広報の中でもやはり合致する点は多々あると思うんですよ。例えば昨年の3月、木古内広報で出ました。これ町民課住民グループでの発信だと思うんですけども、「食品ロスを減らしゴミを減らしましょう」という部分が掲載されていました。私これ見た時に、まさに合致しているなということで、これはSDGsの12番、つくる責任、つかう責任と合致しているんですよ。これに絡めた部分でもいいと思うんですよ。こういうのをどんどん発信して、取り組んでいるということを進めていけばいいのかなと思っております。だから、要は少し視点を変えてSDGsが掲げる17の目標を意識してはどうかと思っております。

次に、町長発信の「持続可能なまちづくり、企業版ふるさと納税に力を入れる」と。これも先ほど言うように、かなりリンクしている部分がありまして、企業誘致においてもいまは企業が相当にSDGs化してきております。実際SDGsとリンクさせ、参入すると聞いております。また、企業版ふるさと納税に対しても企業が深く関心を寄せておりますが、質問通告はちょっとなかったんですけども、関連事項と思っておりますので、この辺の計画は進んでいるのか、また進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 答弁調整のため、暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時04分
再開	午前11時04分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 失礼いたしました。廣瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、3点ほどだったかと思えます。まず、1点目の危機感であったり、そのあたりの質問に答えさせていただきます。

これは、SDGsに取り組む必要性と言いますか、何のために取り組むというところで、危機感という言葉が廣瀬議員のほうからの質問になってきたのかなとそのように私は認識しております。そもそも先ほども答弁させていただきましたが、行政の仕事というのはそもそもSDGsを前からやっていることであると思っております。その中で、周りがやっているからですとか、世間の風潮だからやるというわけではなくて、私達自身が何のためにやるのか、そういったものをしっかりとまずは理解をしなきゃいけない、そういった意味で先ほど1回目の答弁で、いまある条例、規則、要綱等が17の開発目標にどう合致するのか、そういった整理の作業をさせていただきます。

二つ目の目標をわかりやすく表示してくださいというような趣旨の質問ですが、1回目の答弁もこれらも踏まえて答弁させていただいたつもりでございました。条例、要綱等が合致するというものが整理ができましたら、あらゆる町の事業でこの目標とこの目標が関わっていますよですとか、そういったものは行政側だけではなくて、議員の皆さんをはじめ、町民の皆様とも同じように共有をしながら進めていきたいと思っております。

また、企業版ふるさと納税の質問でございますが、町がこれから進めようと考えている事業に対しまして、参画する企業を募集する際に、SDGsの目標を示すことで、同じSDGs関連事業を進める民間企業等を見つけやすい。そして、より強力なパートナーシップを形成することが可能になると考えています。

また、そのような企業と連携をすることで、金銭の寄附だけではなくて、その企業が持つ専門知識そういったノウハウを有する人材、これは企業版ふるさと納税の人材派遣型でございますが、これは企画段階から関わっていただくことで、より専門的な見地から課題の解決、事業の充実強化を図ることができると考えておりますので、このような取り組みにつきましましては、非常に町にとって有効なものだと考えておりますので、積極的に進めていきたいと思っておりますが、ただ整理しなきゃいけない課題もありますので、それらを踏まえてやっていきたいと思っております。

また、SDGsの取り組みというのは、行政私達や企業にとりましてSDGsに取り組む中で社会貢献、そして新しいビジネスの創出などメリットとなり得ると思っております。

行政や企業の内部の改革だけではなくて、周りのステークホルダーからの評価につながるであろうとそういったものが行政以上に企業が大きいと思っております。SDGsの理解を深めるとともに、どのような課題があり何のためにやるのか先ほども話させていただきましたが、そういったものを企業側としっかりと何のためにやるのかとそういったものも計画だけではなくて、気持ちの部分も同じ気持ちで進めるようになれるように、それらを総合的に考えて取り組みを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 再答弁をいただいて、だいたい町長が考えることもわかりました。

これから進めていくという部分に関しても確認いたしました。

また、企業版ふるさと納税に関しても、企業の必要性、人材との合致性というのは、認識

しているのかなど。ただ、進捗状況に関してはちょっとあれだったので、もう一度お願いします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 進捗状況でございますが、条例の規則、要綱の整理をいましているところでございます、条例が216本、規則が164本、要綱等が267本、合計647本あります。

その中のまだお示しできるような整理までできていないんですが、町民の皆様方の生活に寄り添ったもの、約250本ほど整理をしている状況でございます。ただ、これらの整理も踏まえて、整理の基準と言いますか方法もしっかりと詰めてやったものを議員の皆様方にお示しできるように進めてまいりたいと思っています。一つの事業で、やはりいくつもの開発目標と被ってきたりするものがありますので、そういった面ではなかなかすぐできるものではなくて、精査をしながら進めておりますので、時間がかかっている現状であります。

また、先ほど企業誘致の企業版ふるさと納税SDGsの関係で、旧恵心園の民間企業さんもこの議会の冒頭に常任委員長から報告をいただく中で、本当に早く決めることができ良かったなど。ただし、町として来てくれたから誰でも良かったのではなくて、その中にエネルギーを太陽光でやったり、あと作ったリーフレタスの芯をさらにまた活用したりですとか、エネルギーの循環、社会の貢献というSDGsに関わる17の開発に関わる事業の姿勢というのが非常にあったものですから、やはりそういった事業者さんが企業進出、企業誘致という形で町に来てくれるということは、本当にただ雇用が増えたり税収が増えたりだけではなくて、そういった社会貢献だったりSDGsの取り組みについても、非常にブースターとなると言いますかより強力に背中を押してくれるなというふうに感じたところでありますので、廣瀬議員のおっしゃるとおり、企業版ふるさと納税に関しても我が町の考え方、あと課題を解決する上でSDGsをどうお互いで共有していけるかとそういったパートナーが見つかるように進めてまいりたいとそのように思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** ありがとうございます。いま出た大平のLEDの水耕栽培という事業でございますけれども、確かに町長からも前話聞きました、太陽光発電ということで。まさにこのSDGsに合致している点が多いという部分は、私も認識しておりました。ただ、この部分に関してでもできればSDGsに合致した企業さんですよというような方法的な部分も当町とそれらが合致していますよという部分をもっともっと方法的な部分で、内外に示せたらなという思いもあったんです。去年の6月定例で一般質問した時には、その時の答弁というのがちょっと特化した部分で、「我が町にはエネルギー資源がない」というような答弁だったので、そこはもっと幅広く考えていただきたいなという思いもございました。ただ、これからそれに絡めた部分で、もっともっと方法的な部分も含めて、進んでいくのかなという思いは聞き取れましたので、私のほうは以上になりたいと思いますけれども、最後にやはりSDGsというのは、自主取組というのが基本だと思うんですよ。やれる人がやれる時に、そこからすぐにでもやりましょうというのがルールであります。やはりすぐにでも自分の自治体は何をすべきか、何ができるかをSDGsをヒントに考えていかなければならないと思っております。私も先ほど危機感と言いましたけれども、本当にいま危機感としてはギリギリだと思っているんです。この町には、大変皆さん優秀な行政職員がいると思います。コロナ禍の中、大変お忙しいとは思いますが、ぜひこの辺の協議・検討の機会を作っていた

だきたいと提案して終わります。ありがとうございます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 廣瀬議員、ありがとうございます。

再生可能エネルギーについては、いままで取り組みがなかなか町としてなかったということをお私以前の議会で話させていただきました。その中で、産業会館の今後の改修ですとか、認定こども園の動きですとか、そういった大型な大きい改修ですとか、新たな建物というものは、再生可能エネルギーの可能性が少しでもあれば事業を進める中で、その可能性について取り組んでくれという形で、各課職員には指示をしているところであります。再生エネルギーというのは、本当に大きな課題であるんですけども、廣瀬議員からいただいたご意見・ご提言を町としても応えられるようにと言いますか一緒に力をあわせて、そういったまちづくりを心がけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

ここで、休憩をとりたいと思います。11時30分まで、休憩いたします。

休憩 午前11時16分  
再開 午前11時28分

### 報告第1号 令和2年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 令和2年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第1号 令和2年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越しされた、令和2年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、令和2年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、ご説明いたします。

2款 総務費、事業名 高度無線環境整備推進事業 6,013万5,000円は、光ファイバ整備事業を繰り越すものです。

4款 衛生費、事業名 新型コロナウイルスワクチン接種事業で、686万5,000円を繰り越すものです。

6款 農林水産業費、事業名 農業競争力強化基盤整備事業 70万3,000円は、用排水路や区画整理等の土地改良事業を繰り越すものです。

9款 消防費、事業名 防災行政無線更新事業で、2億2,641万円を繰り越すものです。

10款 教育費、事業名 PCB安定器廃棄事業で、1,199万9,000円、学校施設環境改善空調整備事業 小学校費 1,650万円、中学校費 1,175万9,000円は、小中学校の換気機能付

エアコン整備事業を繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 報告第2号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 日程第9 報告第2号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第2号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越しされた、令和2年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、令和2年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、ご説明いたします。

2款 施設費、事業名 公共下水道事業で、1,200万円を繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第10 議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、7,508万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億2,637万8,000円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、2款 総務費は、積雪により破損した自由通路を補修するた



めの補正です。

3款 民生費は、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための補正です。

4款 衛生費は、ロタウイルスワクチン情報連携システム改修事業委託料、新型インフルエンザ予防接種情報連携システム改修事業委託料、及び渡島西部広域事務組合負担金の補正です。

6款 農林水産業費は、木古内産米エール事業、豊かな森づくり推進事業、薬師山環境整備事業、及び木古内町漁業継続支援補助事業の補正です。

7款 商工費は、木古内エール商品券第3弾事業、木古内町感染防止対策協力助成事業、及び木古内町特別支援事業の補正です。

10款 教育費は、芸術鑑賞事業、木古内町少年団・サークル等活動エール事業、及び町民プール補修事業の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

**○総務課長(福田伸一君)** それでは、私のほうからは議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、歳出より説明を行います。

8ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、14節 工事請負費 210万円の追加は、自由通路補修工事でございます。

議案説明資料の資料番号1、2ページをご覧ください。

本年2月15日に、自由通路北口斜路部の屋根で、滑雪が原因とみられる笠木と防水膜の破損が確認されました。事業の概要は記載のとおりで、雪害と認定されたことにより、保険金を充当し事業を実施するものでございます。

資料番号1の3ページには平面図、4ページには現場写真を掲載してございますので、ご参照いたします。

次に、9ページをお開きください。

資料番号1の5ページをあわせてお開きください。

3款 民生費、2項 児童福祉費、4目 子育て世帯生活支援特別給付金事業費、3節 職員手当等から18節 負担金補助及び交付金まで、あわせて200万円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため追加補正するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、12節 委託料は、ロタウイルスワクチン情報連携システム改修事業委託料で45万7,000円、新型インフルエンザ予防接種情報連携システム改修事業委託料で、107万6,000円の追加補正でございます。いずれも、予防接種履歴を市町村間で確認できる仕組みを構築するための健康管理システムの改修を行うものでございます。

次に、11ページをお開きください。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、18節 負担金補助及び交付金 21万3,000円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金で、衛生センターのトイレに不具合が発生したため、利用頻度等を考慮し、浄化槽から汲み取り式便槽に切り替えたことによる追加補正でございます。

次に、12ページをお開きください。

あわせて、議案説明資料の6ページもご覧ください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、10節 需用費 489万6,000円、並びに11節 役務費 152万1,000円は、木古内産米エール事業で、新型コロナウイルスの影響による生活支援等を目的として、木古内町民並びに友好都市の江戸川区へ配布、提供するための追加補正でございます。

次に、13ページをお開きください。

あわせて、説明資料の7ページをお開きください。

2項 林業費、2目 林業振興費、18節 負担金補助及び交付金 587万1,000円の追加は、豊かな森づくり推進事業補助金で、民有林の人工造林を支援するための追加補正でございます。

説明資料の8ページをご覧ください。

3目 町有林管理費、12節 委託料 409万2,000円の追加は、薬師山環境整備事業業務委託料で、町花のツツジを植栽し、雑草を除去することで、薬師山の環境並びに景観の整備を図るための追加補正でございます。

次に、14ページをお開きください。

あわせて、説明資料の9ページをご覧ください。

3項 水産業費、2目 水産振興費、18節 負担金補助及び交付金 123万4,000円の追加は、木古内町漁業継続支援補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた、水産物の消費の落ち込みや輸出の減退の影響を緩和するため、上磯郡漁業協同組合に対し販売手数料の減少分を支援するための追加補正でございます。

説明資料の10ページには上磯郡漁業協同組合、11ページには木古内地区の販売取扱高の計画並びに実績を掲載してございますので、ご参照願います。

次に、15ページをお開きください。

説明資料の12ページをあわせてご覧ください。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、10節 需用費 11万7,000円、11節 役務費 104万1,000円、18節 負担金補助及び交付金 木古内エール商品券補助金 2,083万3,000円、合計2,199万1,000円の追加は、木古内エール商品券第3弾事業の関連費用の追加補正でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い発令された緊急事態措置により、町内事業者の売上減少及び景気の落ち込みに対応するため、町内の全業種の取扱店で使用できる商品券を町民に配布し利用していただくことで、町内事業者の消費拡大と地域経済の活性化を図るための追加補正でございます。

次に、説明資料の13ページをご覧ください。

木古内町感染防止対策協力助成金 200万円は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い発令された緊急事態措置の措置区域に指定され、要請された休業や営業時間短縮などに協力

した町内飲食事業者の売上減少を緩和するための追加補正でございます。

対象期間は5月16日から31日までの16日間、1日あたり2万5,000円を支給することとし、五つの事業者を対象としてございます。

次に、議案説明資料の14ページ並びに14の1、これをお開きください。

木古内町特別支援金 2,370万円は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い発令された緊急事態措置で要請しました、時短営業や外出自粛などにより直接的、間接的に影響を受け、売り上げが25%以上減少した中小企業者、個人事業者等に対し、影響を緩和し支援するための追加補正でございます。

1事業者10万円を支給することとしまして、237事業者を対象としてございます。

なお、50%以上売り上げが減少した事業者が対象の国の月次支援金、30%以上売り上げが減少した事業者が対象の道の特別支援金を受給した場合は、その差額分を支給することとしてございます。

次に、予算書のほうでございます。

16ページをお開きください。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費は、当初予算で計上しているICT支援業務委託料が国庫補助の対象になったことから、財源振替するものでございます。

17ページをお開きください。

あわせて、説明資料15ページもご覧ください。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、7節 報償費 39万2,000円、10節 需用費 22万5,000円、11節 役務費 1万円、合計62万7,000円の追加は、芸術鑑賞事業を実施するための追加補正でございます。

説明資料の16ページをご覧ください。

木古内町少年団・サークル等活動支援金 181万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響で難しい状況の中、活動を続けている少年団やサークルに対し、緊急事態宣言解除後も安全に活動していただくために、感染防止対策や活動継続に資することを目的とした支援金を交付するための追加補正でございます。

対象団体は39団体で、会員数は382人、1団体につき、2万円または加入している町民1人につき5,000円のいずれか多いほうを支援金として交付いたしまして、1団体あたりの支援金の上限を10万円としてございます。

次に、18ページをお開きください。

あわせて、説明資料の17ページもご覧ください。

5項 保健体育費、2目 保健体育施設費、14節 工事請負費 150万円の追加は、町民プール補修工事でございます。

本年2月9日に、町民プール正面の屋根端部で、雪の滑落が原因とみられる破損が数箇所確認されました。事業の概要は記載のとおりでございます。これも雪害と認定されたことによりまして、保険金を充当し事業を実施してまいります。

説明資料の18ページには立面図、19ページには現場写真を掲載してございますので、ご参照いたします。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 4,480万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

説明資料の1ページに、臨時交付金の活用状況を掲載してございますので、ご参照願います。

2目 民生費補助金、2節 児童福祉費補助金 200万円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金並びに事務費補助金でございます。

3目 衛生費補助金、2節 保健衛生費補助金 78万9,000円の追加は、ロタウイルスワクチン情報連携システム改修事業補助金 7万3,000円、新型インフルエンザ予防接種情報連携システム改修事業補助金 71万6,000円でございます。

5目・1節 教育費補助金 79万4,000円の追加は、公立学校情報機器整備費補助金でございます。

次に、7ページをご覧ください。

15款 道支出金、2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、3節 林業費補助金 361万2,000円の追加は、豊かな森づくり推進事業補助金でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 1,881万1,000円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整でございます。

7目・1節 森林環境譲与税基金繰入金 94万2,000円の追加は、歳出で説明しました薬師山環境整備事業の財源とするための補正でございます。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 10万円の追加は、教職員互助会補助金で、芸術鑑賞事業の財源でございます。

4節 公共施設損害補償保険金 324万円の追加は、自由通路補修工事、町民プール補修工事のそれぞれ財源でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 吉田裕幸君。

**○4番(吉田裕幸君)** 4番 吉田です。

私のほうから、常任委員会でいろいろ説明がございましたが、町民プールの補修事業について、お伺いをいたします。

町民に親しまれたプールが今回、軽微であります但破損されたということで、説明がございました。そして、今回雪が多かった、雪害っていう話になってはいますが、本来管理をしていけば防げた部分もあったのかなと私なりに考えています。その辺がしていれば、構造上の問題があったのかなというのもあるんです。確かに保険で対応するのでそれでいいっていう問題じゃなく、今後過去にもプールが屋根が落ちた事例もありますので、プール等につきましては点検、管理の徹底です。これをやはりやっていたらだかないと、その辺について答弁を求めます。

**○議長(又地信也君)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(西山敬二君)** ただいま吉田議員からお尋ねのありました、町民プールの今回屋根の破損の関係なんですけれども、町民プールにつきましては、平成26年7月にいま

現在のプールが竣工されまして、現在活用しているところです。ただこの間、屋外冬期間の故障と言いますか雪害による故障というのはいままでなかったんですけども、今年度昨年の冬期間の寒暖差、時期によっては5度以上という時期もあって、また夜にはマイナス5度云々という形での寒暖差が今回、何日か見受けられております。それによって今回、屋根の部分で氷結した部分がちょうど屋根の笠木のところにぶつかって、今回ちょっとめくれ上がっているという形になっております。実際に教育委員会としてもいままで屋根の雪下ろし等については、数年雪も少なかったということもあって、実際には行っておりませんでした。

今年度につきましても、実際には40cm強の雪ということもあって、いままでの実績も踏まえて屋根の雪下ろし等はやっておりませんでした。今回の件を受けて今後そういった屋根下ろしも含めて、教育委員会のほうで対応していければなというふうに考えております。

○議長(又地信也君) 4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) いま西山課長のほうから答弁ございましたけれども、木古内は雪が多いところですよ。私にしてみれば普通の雪なのかなって感じします。それで、ああいう形の中でいままで雪下ろしをしていなかったというふうなちょっとそれはやはり点検して、雪下ろしはやるべきだと思います。ましてプール、ああいう大きい建物になった場合やるべきですし、素人目なんです。私があの建物を見た時に、あれ雪落ちづらいように見えるんです、波打っていて。構造上もおかしいのかなって感じもするんですが、その辺はたぶん建てた時にそれはいいものだと思うんですけども、その辺でああいう傷み方しちゃったのかなってというのはあるので、そこら辺を加味しながら課長もこれから日常的にやはり点検、管理は徹底していくって話がございましたので、私は納得しますけれども、本当にそこら辺きちんとやっていただきたいし、町民に親しまれたプールですので、あまり傷付けたくない。

そして、これから古くなった場合のことも考えながらやはりやっていただきたいと思いますので、この件につきましてはこれで終わります。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) プールの屋根の関係ですけれども、この予算だとか写真を見る限り、これ同じ補修をするっていう予算なのかなっていうふうに思っています。やはりこれは、いま吉田議員が質問あったように、そんなに多い雪ではなかったと思うんですよ。雪下ろしだとか手入れじゃなくて、そもそもやはり構造上の問題、屋根の仕組みの問題、これあると思うんですよ。ですから、せっかく補正するのであればこういう雪の落ちづらい屋根の構造でなくて、普通のトタンの屋根に切り替えるだとか、やはりそういうふうにしなればまたぞろ同じ補修をして、またこういう事例が発生するっていうふうになると思うんですよ。その辺町長、こういう形でまた雪で壊れたら補修をするっていう考えなのか、根本的に構造、仕組みを変えるっていう考えがないのかどうなのか、その辺含めて。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 私のほうからは、構造的なことということで、答弁させていただきます。

基本的に構造の問題はないというふうに判断しておりますので、同じような補修で行うこととしております。なお、ことしに限っては1月の31日に暴風雪ということで、40cm以上の積雪があった日がありました。これのあとに寒暖差が非常に激しく、夜と朝との寒暖差が非常に激しい部分があって、このような現象が起きたということです。構造的に多少の問題

があるというご指摘だとは思いますが、実績にもこういったものの端部に関しては、ああい  
う波形を付けて曲げる構造になっております。現にこの7・8年何もなかったという現状も  
ありますので、私ども公共施設の管理者側としては、この構造で問題ないので、同じような  
補修で考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

昼食のため、1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分  
再開 午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 午前中に課長のほうから答弁いただきましたけれども、補修内容につ  
いてはいまの現状の部分の復旧するというようなことで問題がないということで、技術屋さ  
んの課長が言うから間違いないと思うんだけど、我々素人的な考えからすればあそこの  
屋根はどっちかというフラットに近いんだよね。そして、雪による雪害だって言うけれど  
も、私は雪でなくて氷でないのかなと思うんですよ。しばれからって。そうすれば、また何  
年間7・8年経つと同じような現象がやはり起きる。例えば生涯学習課でも雪下ろし等につ  
いて努力するって言っていますけれども、やはりいまは西山課長が担当しているけれども、何  
年間すればまた担当が代わるんですよ。そうすれば、いまはそういう意識があっても7年・8  
年経過しますと、またその分が劣化っていうのかそうはならないんですよね。ですから、根  
本的に屋根を改修したほうが経済的にもいいんじゃないかっていうのが私の見解なんですよ  
ね。それについて再考できるのか、ただやはりなんとなく保険が出るからそれで補修すれば  
いいってみたいに我々には響いてくるですよ。そうでなくて、もう一生ものだっていうく  
らいの部分にやはり整備をすべきだっていうふうに思うんですけれども、その辺について再  
度。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 再度の構造的な問題じゃないかということでのご質問かと  
思います。

細かいことになるんですが、この端部に関しましては、先ほど竹田議員がおっしゃったよ  
うに雪が溶けたことによる氷になったような状態で、当然雪というのは上から下に落ちてく  
るものでありまして、この端部の部分にやはり一番重さ的な部分がかかるものとなっております。  
この端部の折り曲げの部分に関しましては、折り曲げることによって強度が増すメリ  
ットもあります。ただその反面、突起の役割もした中で、こういった現象が起きるとい  
うことが今回の状況だと思います。先ほど申したように構造的な問題ではないということと、そ  
うはいいながらも現実的にこういった破損が起きていますから、やはりこの部分に関しては  
維持管理の部分をもう少し重点的に見ていかないといけないということはおっしゃるとおり  
だと思います。その中で、生涯学習課のほうで維持管理も含めて、それと公共施設管理者の  
建水も含めて、いま一層の維持管理も含めて対応していくことで、今後このようなことが起  
きないように対処していきたいと思います。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 6番 新井田でございます。

いま同僚議員から対応の話が出ましたけれども、確かにここに記載のとおり写真にあるように温度の寒暖、いわゆる氷で膨れ上がって、結露が氷上がって、その力っていうのは結構すごいみたいです。確かにそういう部分は、おそらくそういう状況だと思うんですけども、いま構口課長が構造的な問題はないというお話なんだけれども、まさに構造的な問題でないのかなと思うんです。確かに当初の答弁を聞きますと、折り曲げの部分を強度をもたせるためにこういうジグザグのような圧縮したような曲げ方しているんだということで、それはそうなんだろうけれども、実際にこういう問題が出るっていうことであれば、お金の面はなんか今回の場合はほぼ保険で賄えると。ただ、しかしながらそうは言えど免責の部分は一般財源が出るわけだよね。そういう部分を考えて今後のやはり部分でいけば、構造的な部分は管理を強めるって、要はこの部分に関しては直してそのままの状況になる状況だと思うんですよ、私は。別に膨れたから手で押せばいいんだっていうようなことぐらいの感覚でしかないと思う、私。そうでなくて、やはり答弁とすればこの業者に確認をしながら、そしてビスを打つたとか、そういうやり方だってあるわけじゃないですか。だから、そういう部分の検討を含めて、再発に努めるとかっていう答弁でないとなんか構造的に問題はないんですよと言ったって、これ絶対また起きますよ。これ1回こうなったらやはり金属疲労って当然あるわけだから、必ずもとに戻らないわけですよ、見た目は同じでも。だから、いま言ったようにこういうことがいまの段階である程度手当しておけば、ほかの部分にも影響がない部分出てくるわけじゃないですか。だから、いま言ったようにそういう言葉じゃなくて、もうちょっとその業者と確認しながら打てる手は打つとか、そういう答弁が私は必要でないかと思うんですよ。管理するって、それは管理当たり前の話で、その管理が1から10まで我々見ているわけじゃないわけですから、その部分っていうのはとっても不安残りますよね。だから、そうじゃなくていま言ったように、これは設計事務所だって当初、業者との提携している屋根屋さんとの業者との大変良いものなんだということで、じゃあ使うねっていうことで、そういう形態の中でやっているはずなんです、設計事務所というのは。だから100-0じゃなくて、もちろんないんだけど、良いのはいいのでわかるんだけど、仮にこうなった時に行政とすればこういう対策を取っていきます。いま言ったように、管理を強化していくとかっていう表現をされるんだけど、やはりもうちょっと我々に同じ素人なんだけれども、説得ある答弁をいただければと思います。だから、そのためには業者さんともう1回打合せして、なぜこうなるって原因をある程度つかんだ中で、ビス留めが適切なのか、そういう部分を検討していくってぐらいのやはり答弁ほしいです。

どうですか、その辺。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** 新井田議員のご質問にお答えいたします。

構造的なことで問題ないということに関しましては、設計段階でこの設計工法を承諾した経緯もございます。工事のほうもこの材料を使うということで、承諾したということが役場の行政側の立場でございます。私のちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですが、構造的な問題はないとは考えつつも、同じようなことが起きないように対処というのは、当然施さ

なければいけない立場にあると思っております。そういった中でこの部分に関しましては、担当の生涯学習課のほうとも連携を取りながら、同じようなことが起きない対応方法も考えて、今回処置するように行ってまいります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出です。

産経の課長、ちょっとお伺いしますので。説明資料の8ページ、薬師山の環境整備事業なんですけれども、ここで事業の概要の中で、ツツジを植栽、そして薬師山の雑草を除去すると。その事業の内訳として、雑草除去、ツツジ植栽とあるんですけれども、いいですか。

雑草の除去のこの積算根拠、これを説明していただきたいと思います。それから、ツツジについては何本植えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 薬師山の環境整備の関係でございます。

まず、雑草の除去については、概ね250万円程度かかる予定でございます。

次に、ツツジの植栽の本数ですけれども、こちらについては50本植える予定でございます。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) それじゃあ、250万かけるということなんですけれども、そうするとこれはおそらく人力になると思うんですが、間違いはないですか。人力ですよ。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) あくまでも人力です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) そうするとこれは過去の例を話すれば、これは森林組合に委託してきているんですけれども、今年度もそういう考えでおるのか。そうすると人員と日数、どれくらいの日数をかけてやるのかということですよ。ということは、今回のこれは400万予算所要額で取っているんです。ところが、その中の4分の3、75%が雑草除去にいったらうんですよ。そうですよね。ですから、そんなにもかかるのかなというふうに思うんですけれども、まず委託先、それから人数、それから日数についてお伺いしたいと思います。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、委託先については、函館広域森林組合に委託をさせていただきます。それから、日数でございますが、こちら17週ということでは積算上の計算をしております。そして、3人ということでそういう計算でいま動いております。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) これ随分人件費で、薬師山に相当なお金を投資しているでしょう。それで、去年の決算委員会の中からもいろいろと指摘されてきているんですけども、この山に行っている人に話もちょっとお伺いしたこともあるんですけれども、実際草も一年草の草ばかりじゃなくて、多年草の草も結構生えているよ。特にひどいのがスギナが結構あるんだと。スギナというのは上、草抜いただけじゃ死なないんですよ、次から次と根っこが深いから。それで私は、人力でこうやって毎度多年草の草を出た年に少しずつ取っていたって、草は消えていかないんですよ。だから、やはりこの辺は私に言わせれば、除草剤の散布も考



えてみたことあるのだろうか。スギナ殺す除草剤もあるし、まして根っこまで枯らす除草剤なんて普通にあるわけだから、でないとおそらくまたこれ来年も出てくるじゃない、毎年。

私、そんな気がするんですよ。どこかで人力でやってもいいんですよ。どこかでがっちり1回殺しておかないといつまでたってもこれじゃ表現悪いけれども、森林組合さんも経営にお手伝いしているような感じより受け取れないんですよ。だから、だって今回の予算だってそうでしょう、75%も人件費にいつちゃうんですよ。その他諸々、ツツジ代が36万で、雑草除去に336万8,000円いくんです。それ考えたらもっと方法を検討すべきじゃないのかな。私いま一例として除草剤って話したんだけど、そうでもしていけないと毎年毎年あれですよ。森林組合さんをお願いしていかなきゃならない。だけれども、その辺まず除草剤なんかの部分についても私は考えていくべきだと思うんだけど、それと3人で17週って言うんですけれども、17週のうちにはこんな話しているんですよ。最初取った草、また次からおがってきているって。だから、いつになつたって消えないですよ、これだったら。だから私、そうやって言うんだけど、その辺もうちょっと考えてみたらどうなんですか。

まず、除草剤の散布っていうの考えてみたことありますか。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** まず、除草剤ですけれども基本的には花の影響もありますので、なかなか難しいという判断でございます。については基本的には人工で除草すると、あくまでも草取りをしていただくということで、いまは考えております。

**○議長(又地信也君)** 3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** 私達も農家で機械背負うけれども、作物のそばまで誰も除草剤かけないですよ。いまここに例えば、花ありましたよと。この辺草かけても、これにかからないようにする、ちゃんと先つちよもあるんですよ。拡散させるんじゃないで、絶対そこまででいいかないという。逆に、花がおがっていたらその近くでやめればいいんですよ。だから私は、言うのはそこなんです。あなた達も実際現地に行ってみて、この辺の部分何とか改良にならないかっていうふうにそういう考え持たないとだめでしょう。最終的に町長聞けれども、これだったら毎年人件費でお金、大事な森林環境譲与税をこれをそっちに常にいつちゃうんですよ。考えなきゃだめだ、そろそろ。まして今度は、芝桜じゃなくて花木になるわけでしょう。そうしたら、なおさらのことでしょう。予算執行これ私だったら、とおす気ないですよ。お金のかからなくて、そして人件費だってこんなにかからないですよ。除草剤1本いくらします、高いのだって何千円かで済むし、逆に森林組合の人、1人いれば除草剤の機械背負って、山でやればいいんですよ。もう少し研究してもらいたい、私は。なんか森林組合の奉公しているようなものですよ。突然こういう話を出したけれども、毎年毎年そうなんですよ。何千万ってお金を突っ込んでいるでしょう、あそこに。もうやはりここはガリッと考える、そしてどうするかっていうことは、そろそろせつかく芝桜がだめでほかのものに転換するんだから、ここは良い機会だと思う。どう思いますか。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** まず、除草剤の検討ですけれども、これについてはこれまでできていないというのが現状でございますので、まずはこれが除草剤の散布というものが可能なかも含めて、まずは研究検討をさせていただきたいというのが一つと、いま現在芝桜をなくすというわけではなくて、常任委員会でも説明させていただきましたとおり、下のほう

は咲いてきておりますので、それをもっともっと密集させた形にしたいという部分もありますので、それでマルチのほうを外させていただくというお話もさせていただいております。

ですから、密集してくれば当然ながら除草剤とかができるかどうかという部分もありますので、その面含めていろいろな角度から検討していきたいというふうに考えております。

まずは、現状では今年度この手作業で除去した中で、薬師山の整備をさせていただきたいというのと並行して、そこはどのような形でできるのかということを十分な研究検討をさせていただきます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 私、除草剤とはっきり断言しちゃったけれども、場合によっては教育委員会の教育施設だとか給食センターだとかああいう食品衛生のところは、私は除草剤は使っちゃだめだと思っています。そのように私も昔聞いていますし、だからそういう全てが除草剤でやれという話じゃないんですよ。ただ、あの山に関しては私は除草剤でもいいんじゃないかなというそういう思いも私はあるんですよ。全てがあれだっというわけじゃなくて。

ただ、町の考え方としてそういう除草剤は、いろいろな健康面だとか何とかあったりもしたりするんだけど、我々も作物だって除草剤使っていますけれども、ただそれだっきちんと登録をされたものを使っているわけだ。ただ、その辺きちんと調査研究する、根っこまで殺しちゃだめなものはだめ、葉っぱだけ殺していい除草剤もありますから、根っこまでいくのはスギナだとかああいうやつは根っこまでいくので、いろいろとそういう薬害の心配もあるだろうけれども、その辺やはり何と言うか農協なり普及所なりいろんなところの機関とも、それから森林組合ともいろいろな関係機関とやって調査研究してみて、そして判断をしてくれば私は最終的にはそういうつもりでおりますので、絶対使えと私言っておりませんから、そこは調査研究を大いにさせていただきたいなと思う。ここは要望しておきます。

○議長(又地信也君) ほかに。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いまの薬師山の環境整備の関係ですけれども、これ例えば町花のツツジを今後普及しようっていうそういう考えで、薬師山の環境整備に町花のツツジっていうふうになったと思っています。今後、町花のツツジを普及するのであれば、ああいう山間部の傾斜地でなくサラキだとかのああいう公園に平らなところにやはりツツジをこれから植栽をしていくそういうふうにするべきではないかっていうふうに思うんですよ。過去に何十年前にこの町花のツツジを町民に配布をしたっていう経緯もあるわけでありまして、そのことがどうなったかって言えばいまの今日の実態なんですよ。そういうことも踏まえて今後、ツツジでいくんだって、例えばこれが観光資源になるんだっていうことなのか、そこまで考えてこの植栽なのかどうかっていうことについて、ちょっと考え方を確認したいと思います。

それから、少年団サークル活動エール事業について、これ趣旨・目的に掲げている活動の自粛だとか活動の場が使えない、こういうことから感染予防含めて活動の継続に資する、このことを目的に支援金っていうものが出されたと思っています。団体に関わる者としては、大変ありがたいことしてくれたっていうこういう思いであります。ただ、この事業概要の交付基準、この支援金の使途これについて見直しできないかっていうことで、担当課には再三そのことを訴えてきましたけれども、当初の考えを固持するっていうのがどこにあるんだっていうふうにその辺明解な説明をお願いしたい。

それから、スポーツ関係と文化、これには最初から人数の違いが出ているんです。スポーツであれば野球であれば当然9人以上いるわけですし、いま少子高齢の中で文化の活動については、非常に停滞をしている。そうすればここで謳っている趣旨だとか目的からする悩みっていか問題については、大小の問題ではないと思うんです。数の問題ではないと思う。

そこで、差をつけるっていうのはなぜなのか、この辺については教育長からきちんとした答弁をお願いしたいなと思っています。

それから、俗人にするっていうことは、木古内町の実態から見てスポーツだとか文化についても実状、木古内町だけではフォローできない団体だとかもたくさんあります。ほかの町村から応援を求めて、指導者含めてしているっていうそういうことからすれば、この手続きをするのに例えば補助申請する場合に、俗人の名簿を付けなきゃならない、担当とすればそれをチェックしなければならない。そうすれば自ずと実績出してもらって再確認もしなければならないっていうこの使途からすればですよ。そういうことから考えれば、俗人の1人5,000円ってこういうことでなくて、最終的に常任委員会から見て最低の基準は設けましたよね。

人数が一番少ない団体でも2万ですよ。ですから、4人区の単位で最低の基準を設けてくれた、それは嬉しいこと。だけれども、アッパーの部分からすれば最大10万ですよ。文化系統から見ますとこの制度は、スポーツに標準をあわせた事業なんだっていうふうにも思えるんですよ。だから、かたや人数多ければ10万、少ないところの団体については2万、なぜ8万の差を付けるんだっていうところが明解なやはりきちんと答えをもらわなければ、一団体いくらいくらでいいのかなって。ここに掲げているコロナでの悩みについては、数の問題でないんです。一緒なんですよ。そういうことからすれば当然これは、差を付けるべきではないっていうふうに思います。その辺の見直し、改善ができないのかどうか。

この2点。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** まず、ツツジの活用方法と言いますか観光資源ということについてのご質問だと思います。

まず、町の花観光を考えた時には、やはり花っていうものは極めて集客力が高いアイテムであるというふうに認識しております。竹田議員のほうから貴重なご意見を頂戴しまして、町花のツツジについては、極めて少ない町の植えている場所があまりにも少ないというようなご指摘でありましたので、今回このご意見を頂戴しましたものですから、あくまでも町のあらゆる箇所にツツジのほうは植えていくようなことをちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(西山敬二君)** ただいま竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

教育委員会で上程いたしました、木古内町少年団・サークル等活動エール事業に関する質疑でございますが、この事業の趣旨・目的については、ご理解いただけたものと認識したところです。その中で、事業概要にあります交付基準及び支援金の使途について、総務・経済常任委員会の中でいろいろと議論されたことが見直し、改善されていないという質問内容でございますが、当初は交付基準の積算根拠といたしまして、1人あたり5,000円、上限で10万という形で設定しておりました。基本的な考えとしては、個人への支援ということではなく、あくまでも団体・サークルに対する支援っていうことを考えた時に、サークル等によっては

3名程度で活動している団体も数団体ございます。そういったことを考えますと、会員数が少数のサークル団体であっても最低限の感染予防対策が図れるようこのたび新たに下限を設定したところでもございます。もちろん団体によっては、人数の多いところもございませけれども、ほかの支援事業であったりエール事業等のバランスを考えた時にもやはり上限の10万という基準も必要と考えた上での制度設計とさせていただいたところです。やはり人数の違いっていう部分でもいろいろ指摘ございましたが、やはり基本的にはコロナ感染対策予防対策っていうことでの支援というふうにうちのほうで考えたものですから、そういった部分を考えますとやはり人数の多いところだとそれだけ消毒であったりマスクであったりっていう個人でいま購入しているんじゃないかっていう意見もございませけれども、やはり運動系であれば汗をかいてその都度マスク変えたりだとかもありますし、もちろん文化系も含めて町内だけの活動ではなく、いろんな発表会だとか大会等出かける際もあると思います。その際、やはり各施設でいろいろ準備されているところもありますし、やはりそうでないところも多々あるというふうに私自身認識しているものですから、そういった各チーム・団体等でやはり最低限コロナ対策という部分を対策していただきながら、そういった部分の今回支援という形で活用していただければというふうに考えております。

あと、支援金の使途ということで先ほども申し上げたとおり、基本的にはコロナ予防対策という部分での活用というふうにはなっていますが、あとやはり活動を継続してほしいという思いも教育委員会では強く思っているものですから、それらに必要な物品等の購入というのも今回のこの支援金の中で活用していただきたいということで、今回提案させていただいたところです。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** やはり何て言うんだらう、私が求めているのは最低2万とアッパーの最大10万にした。そして、いまの答弁からすれば10万に標準をあわせたこの制度だっていうふうに説明しているよね。おかしいんじゃない、それ自体が。だから、1人5,000円、そして最大10万っていう部分を決めてそういう計算じゃないんですか。差を付けなきゃならないっていう、これこれだから当然差が付けなきゃならないっていう。これやはりいま課長の答弁でないけれども、感染症対策、感染症対策って言うけれども、感染症対策に10万もかかりますか。どういう計算するんですか、そんなこと。だから、私は交付基準の俗人でなく一団体いくらくらにすべきでないかって、そして使途についてももっとやはり緩和すべきじゃないのと。そういうことを再三、生涯学習課とやり取りしてきたんだけど、一向に聞いてくれない。その部分はいくまでも10万が頭にあるから、10万を切れないから突っ張るのかなっていうふうにも聞こえるんですよ。まず8万を差を付けた、これこれだから8万を差を付けるのは当然だっていう部分と、感染症対策で一団体どのくらいの例えば感染症対策の費用、マスクだったら何人いくらくらで、消毒剤がいくらっていうそういう積算をしているの。

そして、この使途の中では大会の経費だとかそういう運営費には使っただめですよっていう記載もしているわけだから、その辺何に使ったかっていうのは、今度実績でチェックするしかないわけだから、そんな面倒な事務量って言うのか俗人のチェックをし、住所確認もする、端的なことを言えばどことは言わないけれども、スポーツ関係の団体で町民1人しかいないっていうところもあるんだよね。あとは他町村、そういうこと等も含めれば俗人のこういう交付っていうのはおかしいんじゃない、教育長どうですか、その辺は。最高責任者とし

てやはりその辺きちんとしたものを答えてもらわないと我々もこれ「わかりました」っていうふうになりません。私はこの制度はすごく、「我々のことを考えて作ってくれた」っていうことで、大変喜んでいる。中身の問題だ。ですから、逆に予算の範囲内のできるそういうものに改めることはできないのって言っているんですけども、その辺どうですか、再度。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** 少年団・サークル活動のエール事業についてのお尋ねでございますが、文化活動、スポーツ活動それぞれいま緊急事態宣言の中で、活動が停滞しているところがあります。その中で、文化団体等については人数が少なく、これを契機に止めようというようなところも私も耳にしているところでございます。非常にこれから活動を生涯学習活動を継続していくというようなことをいま支援していかねばならないというふうにいま考えているところです。生涯学習活動と言いますとやはり文化活動、そしてスポーツ活動というふうな捉え方を私達はしております。その中で、人数もご指摘にとおり文化団体の3人というところもあります。それから、スポーツ活動の60人というところもあります。町民に対して等しく1人あたり5,000円というようなことで、支援をしていきたいというようなことを考えたところではございますけれども、かなりの多額の額になるというようなことで、少ない団体には若干団体というような形の中で、尊重しながら2万円、そして予算の中で行うわけですから大きなところについては、20人以上です。20人以上の団体については、サークルについては、10万をアッパーというようなことで、考えさせていただいたところがございます。どういうものに使うかというようなことについては、ここに書いてあるとおりでございますが、それぞれ積算というようなことは特にいまはしておりませんが、団体の活動をいま以上に推進していくというようなことでは、いろいろ活動の経費が嵩むのではないかなというふうに思っておりますし、これを契機に有効に使っていただきたいというような願いもあるところでございます。そんなことで、一団体に例えばこの総額を39で割った場合、4万6,000円ぐらいの金額になるところです。60人で4万6,000円、それと3人で4万6,000円、このような計算もまたできるのではないかなと思うんです。ですから、団体割ではないんですけども、最低ラインとそしてアッパーの基準を設けさせていただいて、このような形にさせていただいたところがございます。ご理解いただきたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 全然理解できない。やはり教育長もこれ人数の多い団体には、多く手立てしなきゃだめだ。過去の例えば感染症対策の支援金、いろいろやってきたけれども、店の規模が大きい、従業員がいっぱいいるから50万出しましょう、あなたのところ例えば家内工業だから10万ですよってそういう感染症対策で交付していますか。それと同じじゃない。

どこ違うんですか。そうしたら明確に8万の差がこれだっていうもの示してください、きちんと。人数多いから例えば10万、どうしてかかるんだってその積算出してください。それでなきゃ理解できない。議長、休憩してもらえますか。

**○議長(又地信也君)** 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時42分  
再開 午後2時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
答弁調整ができたようですので、答弁をお願いいたします。  
副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 竹田議員の少年団・サークル等活動エール事業についてのご質問にお答えいたします。

竹田議員に先ほども申し上げましたように、趣旨・目的については、ご理解いただいているということで、そこはあれですけれども、また先日の総務・経済常任委員会の中で、様々なご意見をいただいたということで、我々もそれを踏まえて議論を重ねました。重ねた結果の制度設計がきょうご提案しております、また資料にこのように添付させていただいております、③の交付基準、④の支援金の使途ということで、このように提案をさせていただいているところです。先ほどから支援金の使途の部分でも感染症防止対策、そちらに相当重きを置かれているようなふう的印象として捉えていたんですけれども、及び以降「活動の継続に資するもの」と。感染症対策、それも当然活動の継続という一部でございますけれども、それに限ったものではなく、あくまでも活動を継続していただくと。そういう部分にもこのエール事業の支援金のほうを使っただけであればという考えのもと、このようにしております。

また、下限と上限では8万円の差があるというお話でございますけれども、この差につきましても最初から加入者に差があるわけでございますから、決して交付金に差があるわけではなく、最初から加入者に差があるということで、また実績いろいろと手間がかかるのではというお話ですが、この事業につきましては実績を求める考えは持っておりません。申請をいただいた中で審査をして、交付するというその流れでと考えております。

いろいろと申し上げますと全て先ほどの教育長の答弁内容と同じになりますけれども、感染対策しっかり団体ごとの状況ですとか規模、そんなものをしっかりと考えた中で、それぞれのサークルごとにマスクですとか除菌シート、それ以外にも活動をしっかりと長く続けていけるんだというものをご用意していただく等で、当然人数が多くなれば必要となる数も増えるのかなと考えておりますので、町民1人あたりの5,000円というものは、このままの考えでいきたいと。

また、交付金を使いますのでここは町民、町外のかたについては除外させていただきたいと思っております。

また、上限です。ここもこれまでのコロナの感染症の対策事業、当然ながらこれらのバランスというものを考慮した中で、設定させていただいております。個人単位で使用するものもあれば、サークル単位で使用するものもあるというふうには思いますので、少人数で活動しているサークルとかでもしっかりと感染対策ができるであろうとの考えで、上限・下限を設定したところです。

また、事業費につきましてですけれども、先ほど一律というお話もされたかと思いますが、この事業費がありきでこの提案をさせていただいたものではなくて、あくまでもサークルに所属しているかたの人数を積み上げての事業費ということでご理解ください。以上でございます。

ます。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** ちょっと理解というか、これ以上の議論は無理なのかなっていうふうに思っていますけれども、町長、これ今後は感染症対策の部分の支援の中では、人数だとか規模によって差を付けるっていう考えがあるのかどうなのかって。いま今回は、スポーツ・文化っていう部分に限定しての部分ですよ。ですから、いま副町長の答弁からすれば、実績を求めない、交付申請だけ、これは町内に限るっていうことだけれども、団体結構二つも三つも被っている人もたくさんいます。そうした場合に言い方悪いけれども、付加してもわからないということだ。だからそういうことだとか、それから先ほど前段に言ったけれども、例えばどこの団体とは言わないけれども、スポーツ団体で1人っていうスポーツ団体なんて考えられないでしょう。必ず複数、卓球だって2人いなかったら卓球できないわけだから、そういう扱いをどうするのかっていうことも含めて、その辺はどうなのか。これ以上議論したって、そのいまの2点だけ一つ。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 竹田議員の質問にお答えさせていただきます。

ほかの事業もこのように差をつけるのかというような部分の質問かと思います。この新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の目的、そこがやはり私は大切になっていると思っております。

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の二つの柱についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに効果的かつ効率的で、必要な事業を実施できるよう地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより新型コロナウイルス感染症拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、そして新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や地域住民の生活の支援等を総称とする。を通じた地方創生を図ることを目的としていることとございます。そして、その目的の中で今回のエール事業の趣旨・目的、「町民の健康増進や社会的・文化的な活動を支援するものである」ということです。この趣旨・目的については、十分にご理解いただいているものと思っております。その制度設計の部分ですが、この事業は高齢者のサークルにかかったものであれば、全国の自治体で私の把握する限り、数件の自治体でやっているんですよ。ただ、高齢者プラス少年団ですとかそこまで範囲を広げた取り組みっていうのは、全国でもなかなか例がありません。ただ、高齢者のサークルをやっている自治体は、やはり一律に出している自治体もあれば、1人あたり差を出している自治体もあります。それらも踏まえて、我が町の状況を考えて、このような制度設計をさせていただいたということとあります。おそらく制度設計っていうのは、それぞれの10人いれば10人このアイデアが良いんじゃないかとか、こういったほうがいいんじゃないかとか、様々なお声があると思っています。私達は、その様々な声をいろいろ受けて、今回このように提案させていただいたので、趣旨・目的をご理解していただいているようであれば、何とかご協力いただ

いてご理解していただきたいなと思っております。

2人でも例えば4万、20人でも4万、そうすると人数多いほうから見るとどうなのかとか、様々な意見はあるかと思うんですけども、この趣旨・目的が「町民の健康増進や社会的・文化的な活動を支援するものである」と私はそれに尽きると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** それを踏まえて差をつけるのかという部分ですが、本日提案させていただいている米のエール事業、これも町民1人あたり3kgという制度設計にさせていただいております。以上のことから経済支援、生活支援、様々な事業があるので、支援事業は一律だけでしかやらないとか、差をつけるべきだとか、そういった固定観念はありません。

その制度制度によって、より良い制度になるように制度設計を組み立てさせていただいているということですので、1点目の質問に関しては私のほうから答弁させていただきました。以上です。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** 竹田議員の重複しているかたについてのカウントなんですけれども、あくまでも1人のかたが町民のかたで二つのサークルに所属しているのであれば、それぞれで1人としてカウントしていただいて構わないという制度になっております。

また、加入者の状況につきましては、申請時に一覧を提出していただきますので、そこでしっかりと確認をさせていただくということで考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 6番 新井田でございます。

私のほうは、木古内町の漁業継続支援補助事業について、何点かちょっとお尋ねしたいと思えます。

事業趣旨は、調査事項の中で総務・経済常任委員会の中で、一応確認しております。数字の確認等もありまして、この数字のあり方について何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、9ページの資料なんですけれども、ここに各1市2町の割り当ての明細が出ております。我が町は所有金額というのが123万4,000円ということで、一般財源約3割程度の負担となっておりますけれども、一応私がちょっと思ったのが、各市町支援額っていう明細がございますけれども、これトータルで179人、支援額が851万というふうになっていたんですけども、これはざっくり按分しているのかなと思ったんですよね。そうしたら微妙にちょっと金額が1人頭違うんだよね。金額はほぼ4万7,000円ちょっとの額なんですけれども、これは按分していないっていう微妙な誤差っていうのは何なのかってまず1点。

そして、たまさか資料を今回、トータルの販売扱い高の資料をいただいております。お手元に資料も添付されておりますけれども、今回新しく常任委員会の時より木古内町我が町の実績表も付いております。こういう中で、ほぼ按分の割り当てで1人頭になっているんですけども、ただしいま言ったように微妙に違うよという部分があるんですけども、ただ内訳を見ていくと大括りで鮮魚と製品という括りになっておりますよね、区分で。これを見ていきますと手数料が6%だとか3.5%だとかあるんですけども、我が町の例えば組合員トータルの金額と実績金額と資料に基づいた木古内町だけのいわゆる実績額、この構成でいくと例えば



鮮魚がトータルの組合員の数字で我が町の木古内町の組合の割合が鮮魚でいくと12.7%ぐらいの構成比なんです。100とすれば1割ちょっとぐらいの構成しか木古内は考慮していないんですね。おそらく20何人かでいくと大変なご苦労されてこれだけの数字上がっていると思うんだけど、もう一つこの製品というのがちょっとわからないんだけど、内訳っていうか資料を見ると一番最後のほうに、水産製品加工品っていう区分があるんだけど、これのことを指しているのかどうかわからない。私は、これを指しているんじゃないかと思ったんだけど、これでいくとこれもまた組合のトータルの数字と木古内町だけの数字を見ると、構成比でいったら11%ぐらいなんです。木古内、貢献しているのが。

とするならば、最終的トータルが組合で言う二つあわせると5億757万4,000円と。木古内町が約6,150万円程度なんです。トータルで。とするとこの構成比も12.1%ぐらいの構成比なんです。これ按分してやっているんだけど、はたして1市2町で打合せの段階で、あとほかの地域はわからないんだけど、たまさか木古内町の資料があつていま割り返して見たんだけど、これ按分しているんだけど、ほぼ按分なんです。はたしてこういう取り決めかたでいいのかなって思ったんです。仮にこの貢献度からいったら、不公平感とかなんかついて言えば別としても、もうちょっと我が町のいわゆるこの所要額っていうのは、もっと少なくてもいいんじゃないかと。とすれば、このあまった部分をほかにまた展開できるんじゃないかとちょっとイメージあつたんです。この辺のいわゆる1市2町での取り決め、我が町がどんなふうに関与したかも、その辺も改めてプロセスをちょっとわかる範囲でいいんだけど、按分しているんだけど金額は違うよと。その辺まず1点と、構成比からいったら木古内町っていうのはもっと負担額が低くてもいいんじゃないのっていう問いなんです。それにそういうことに対するちょっと私のイメージがあつたものだから、その辺をどうやってこういうふうになったのか確認をさせていただければと思います。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** いまの木古内町の木古内地区の水産のほうの実績のデータに基づいた形になっておりますが、まずうちの1市2町の話をした限りでは、基本的には人数割と組合員数割で、構成比を出しますということになります。鮮魚のほうの合計額と言いますか11ページの資料をご覧くださいなんですけれども、鮮魚の小計額3,703万7,000円、これが木古内地区の鮮魚の実績額になります。これに6%の本来手数料を乗じますとおよそ220万程度が町が本来負担すべきお金ということになります。加えて水産製品の加工品、これも小計のところ2,306万6,000円、これに3.5%の手数料率を乗じますとおよそ80万程度になります。そうしますと、木古内町が本来この実績ベースで払うべき金額というものが概ね300万程度になります。そこで、町のほうの判断なんだろうけれども、あくまでもコロナの関係これは各地区の水産業の水揚げということではなくて、上磯郡漁業協同組合が組合員数に応じてやはり負担をするべきだというような形の中で、今回こういう組合員数割ということになりまして、本来であれば300万程度うちのほうではお支払いをするべきところだったんですけれども、120万程度ですかその金額になったということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** いま小計のどうのこうのと言いましたけれども、これどこを見て言ったの。例えば鮮魚の部分でいけば、令和2年度実績の部分を見ていいわけでしょう。そう

だよ。そうするとこの資料でいけば、4,399万4,000円っていう形、3,000何百ってどこから出たの。貝類のところを見ているの。なんか数字の言っていることがよくわからない。

この1市2町で、おそらくこうしてねって言われたから、わかりましたっていうことになっているの。その辺ちょっと聞きたい。実際に会議に出席したわけじゃないでしょう。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** 今回、上磯郡漁業協同組合のほうから支援要請が来た段階で、1市2町の行政担当者の課長の会議がありまして、そこで話された内容の中で今回については、組合員数割で支援をしてはどうかという話が出ました。以上です。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** どうも例えば数字を決めるにしても、やはりいま地方交付税の臨時金を町長からもいろいろ説明あったんだけど、決して悪いことではないし良いんだけど、要するに内容自体がやはりきちんと何て言うかもってきたから「はい」っていうことでなくて、もうちょっと我が町はどれだけ例えば組合に貢献度があって、少ないとか多いとかってそこで議論が当然あってしかるべきだと思うんです。それで、最終的に按分だよっていうことは良いんだけど、どうもその辺のプロセスがなんかエイヤでやって、そういうふう聞こえるだって、町長は首振るけれども。そういうようなやはりなんか見ていると言っていることもよくわからないんだけど、じゃあこの按分しているって思ったんだけど、この差異はどういうふうになっているの。なぜこういう差異が出てくるの。例えば4万某って1人頭の金額出るでしょう、例えば851万に対して179で割ったら、同じくならなきゃならないんじゃない金額。でも微妙に重箱の隅をつつくようだけれども、なぜこういう数字になるんだってことを先ほど聞いたよね。それに対してはどういうこと。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** これは、あくまでも支援額851万円、これは組合員数割の構成比・構成率を見ていただきたいんですけども、これの木古内町26人で14.5%と。これを合計しますと179人で、100%となりますので、ここでちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 同僚議員のちょっといまの質問で、再度確認したいんですけども、片桐課長の言葉尻捉えて申し訳ないんですけども、いまの説明の中で令和2年から比べてマイナスとなった金額を算出した300数万円を本来は町が負担するべきなんですけれどもっていう答弁に聞こえたんですけども、それは間違いないでしょうか。まず、それが1点。

それと、薬師山の環境整備事業で東出議員が様々な質問をした答弁漏れもあったように思います。私も雑草の除去のこの300万については、東出議員と同様の考えもあったんですけども、過去振り返ると令和2年の当初予算では900万近くあり、その前の年の金額はちょっと覚えていないんですけども、これまでもおそらく同様に雑草除去の金額をかけていたと思うんですけども、その辺の詳細は今回ツツジを植えたからこのお金がかかったというわけではなくて、芝桜を継続するために様子を見るために当初予算はことし抑えたんですけども、やはり継続することになったので、この金額がかかりますっていうことなのか。とあわせて、いままでのままと同様にやって、この300万が毎年かかるのかどうなのかって東出議員も心配しておりましたけれども、今後例えばマルチを増やしたりやり方を変えたりして、この金

額がもしかしてもっと下がっていくのかどうなのか。その辺も今後の展望、見解をお伺いしたいと思います。雑談ですけども、私も最近草取り、草刈り結構趣味でして、自分の花壇の周りに本当は取ってもきりが無いんです。除草剤撒いたらどれだけ楽だろうと思って、ご近所の高齢のかた、ベテランですよ。その方達にいろいろ聞いたら、本当畑のすぐそばでも除草剤撒いてもなんともないですね。それを実証されていますし、ただこの300万がはたして私達のイメージとその価格全部の除草を含めてなのか、それとも本当の芝桜の価格の中だけでこれだけかかっているのかっていうのがちょっとわからないので、その辺の詳細も説明していただきたいと思います。これがまず2点目です。とあわせて、森林環境譲与税を今回投入するわけですが、一般財源を300万使うと。常任委員会の報告でも申したとおり、これまで相当な金額を突っ込んできて、成果が出ていない反省を活かしてということですけども、今回また300万使うと。この森林環境譲与税のパーセンテージっていうか増は、いまの基金の残高を見るとできなかつたんでしょうか。そこをちょっと確認です。

あとは今後、薬師山を環境整備していく中で、環境譲与税をもっともっと活用していく考えがあるのかどうなのかもあわせてお聞きします。

それと、資料でいきますと5ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業これも常任委員会の報告で述べましたとおり、我が町においてはコロナの感染対策、様々な施策を事業を展開している中、特に町民の安心安全を考えて良い制度をたくさん事業をやってきてくれているなど感心しているところです。そんな中で課題となっているのは、きょうも話題として出ましたが、不公平感がなく皆さんに支援をできるのかっていうのは、大きな課題だと思うんですけども、今回子育て世帯の方々に給付するにあたり、総務課長の説明の中では「実情を踏まえた支援」という言葉が使われていたんですが、実際我が町の給付対象者になられる方々の実情を把握されているのかどうなのか。とあわせて、対象者の(2)番です。

条件はあるですけども、最後の行に最後の手前に、「または家計の急変により同様の事情にあると認められる者」、これはどの程度の範囲を示すのか、どういうラインを決めているのかをお聞きします。

それと、きょう資料の差し替えありました木古内町特別支援事業、14ページになりますけれども、こちら数日前に北海道が追加支援策があったことにより、我が町の内容も変えざるを得ないという説明については理解はしますが、そうすると単純に事業費自体が減になるべきであろうと。にも関わらず、前回の条件と同様の事業費で計上してきたというのは、資料の訂正をするということは、全体を直さなきゃならないのでそこは理解をしていただいた上で、この金額のまま出してきたのかどうなのか。その確認と、減の算出をしているのであれば、道の事業が出たことによって、我が町のいま計上している金額からどのぐらいの減になる算出を現状されているのかをあわせてお伺いします。

それともう1点、この支援事業は例えば対象者のかた、大変ありがたい支援です。北海道の支援をされたかたが追加でさらに10万円になるように木古内町が援助してくれますよと。

それは大変ありがたいことなんですけれども、申請者にしてみると2回申請しなければならんっていう手間が発生するんです。そこを例えば北海道に申請されて通ったかたは、木古内では簡易な申請でいいようにするだとか、あるいは木古内に先に申請したかたが北海道にもあわせて申請してくれるっていうサービスをしてくれるだとか、そういう支給されるかたの手間を少しでも省くような対策を考えてくれたのかどうなのか、そこをお伺いいたしま

す。

最後にもう1点、これまでもそうなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策の様々な事業の中で、交付金と一般財源に分けて予算出しておりますけれども、きょうの出された事業も含めてこの交付金の金額というのは、間違いなく国が出してくれた交付金を活用していいですよという事業で、これまでもきょう提案のも交付金でバツテンとなるような事業はないということですのでよろしいでしょうか。そこを確認です。以上です。

**○議長(又地信也君)** 多岐にわたっております。順番に。

産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** まず、漁業の継続支援補助事業の関係です。

私、先ほど木古内町の本来赤字と言いますか、補てん額として300万程度かかりますという話はさせていただいたんですけれども、こちらについてはこの木古内の今回の実績対比の中で、概ね300万程度のやはり町の補助金が必要になるということでございます。

したいがまま、町とすれば今回の120何万で済むということについては、町にとっては良かったという思いであります。

次に、草取りの関係です。草取りについては、薬師山全体の草取りということになります。

これについては今回、植樹をしますツツジのところ、それから芝桜の部分、そこについては当然かかってくるものだと思っています。ただ、先ほど東出議員のほうからも言われました、除草剤の関係なんかもこれから検討していく中で、少しでも委託費用の減額については、検討させていただきたいというふうに思っています。

それと、森林環境譲与税の関係です。

こちらについてもツツジ低小木を植えるということになりますと、基本的には木の植樹ということになりますので、森林環境譲与税の対象になります。それに関連をしまして、草取り等の業務についても今回の森林環境譲与税の対象になりますので、次年度以降のこの事業についての充当財源として考えていきたいなというふうに思っています。

それと、支援制度の関係です。

支援制度については、今回237事業者、町のほうで想定しておりました。ただ今回、町の個人事業者が概ね160程度ありますので、北海道の今回の特別支援金を充当させていただいて、残りの5万円については、町のほうの上乗せ分として支給をさせていただきます。そうしますと、概ね800万程度かかります。そこにさらに25から30%の対象者これを含めると、概ね1,000万円程度で済むのかなという考え方であります。今回、道の対象、道の制度が町の予算提案したあとにこの制度ができたものですから、実際にこの事業をやってみて、当然しかるべきタイミングで減額補正をさせていただきたいというふうに思います。

それと今回、北海道のほうと町のほうと両方の支援ということになりますので、そこについては個人事業者については、当然ダブルの申請ということになります。町のほうの申請については、基本的にはかなり簡略化しております。ただ、北海道のほうのいまの支援制度の内容がまだ詳細がはっきり決まっておきませんので、こちら辺についてはまだ申し上げるべき状況ではございませんので、町のほうの支援制度については、極めて簡略化しておりますので、そこについてまずご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 町民課長。

**○町民課長(阿部亮輔君)** 子育て世帯生活支援特別給付金事業のご質問についてです。

まず、現時点での対象者の把握ということではできていますかというご質問だと思います。

予算的には、30人の5万円ということで、予算は見ておりますが、現時点での調査では対象者は5世帯、9人ということで、現在のところは把握してございます。ただ、コロナウイルスの感染症の影響が長期化するので今後増える可能性というのはございますので、この辺は予算はこの程度見させていただいているところです。

あともう1点が、(2)番のところにある「家計の急変により同様の事情にあると認められる者」とはどういうものですかというご質問かと思えます。

国のほうから示されておりますのが、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し」ということで、住民税の均等割が非課税である者と同様のということで、その辺詳しくは出ておりますので、そういうかたが発生した場合に、住民税均等割が非課税であるものと同様かどうかという判断を調査・検討するということによって、対象とするかどうかということになるものです。以上、家計の急変者についての説明です。

**○議長(又地信也君)** まちづくり未来課長。

**○まちづくり未来課長(田畑 裕君)** 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当につきましてのご質問であります。これまで実施してきた事業ですとか、あとこれから実施する事業、あと今回補正で計上させていただいた事業につきましては、制度設計の段階から国が示している臨時交付金のQ&Aですとか、他自治体における事業の実施内容ですとかそういったものを踏まえまして、充当可能であるかどうかという判断をさせていただいております。

また、そういった判断が町でつかないものにつきましては、その都度北海道に照会をかけまして、充当可能かどうかというところを確認させていただいているところです。

また、今後の流れとしましては、コロナ交付金の事業につきましては、実施計画を作成しまして、北海道に提出をして、その中で実施内容を北海道ですとか国が精査をしまして、一部補助対象外経費ですとかそういったものが含まれる場合は、そういった指摘を受けているところではありますが、概ね交付金の対象になっているということで、認識をしております。

以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 平野です。

すみません、私自身ちょっと質問の数多かったものですから、特に産業経済課長の片桐課長については、答弁ダダ漏れ状況で全然足りないものが多かったので、40点ぐらいの答弁なんですけれども、もう1回わかりやすく聞きます。

漁協の先ほど、そもそも300万が100何十万になったから良かったとあってそういう発言よろしくないですし、300万が3町との分けた金額が300になるのか、それとも前年と比べて単純に300減なのか、まずその確認と、先ほどの言葉が「丸々減になった全てを町が負担するべきだって」その言葉についてどうなんでしょうかって聞いたんです。それであれば、ほかの事業者だって農業者だって支援はされていますけれども、マイナスの丸々なんて当然追いついていないような金額の支援なわけですから、なぜ漁業者だけマイナスの100%補てんするってような発言をされたのかってという疑問です。ですので、そのマイナス100%かどうなのかによっては、その発言が適切だったのかもしれないけれども、その詳細をもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

それと薬師山、300某の雑草除去の詳細なんです。森林組合に丸々委託しているので、詳細はちょっと詳しくわからないのであればわからないという答弁でもいいんですけども、聞くとツツジと今回芝桜をやる部分だけでこれだけかかるのか、それともほかの遊歩道も含めて全体の区域でかかるのか。今回の補正について、これまでの過去の実績から見て、比べるとどうなのか。その部分を再度、確認したかったです。いいです、あと3回目にまとめます。ここまでもう1回、再確認で。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 漁組の関係です。

私、先ほど木古内町の負担ということを申し上げましたけれども、これについてはあくまでも令和2年度の計画実績対比の中の6,010万3,000円、こちらの内訳として本来、町が払うべきと言いますか支援策として考えていた金額。これが鮮魚であれば220万、そして水産加工品であれば80万、これを町が本来支払うべきお金だということで、理解をしていただきたいと思います。

それと、芝桜の関係については、こちらについては、過去の相当なお金がかかっている状況の中で、いくらかと言いますか少なくとも今回のこの提案の部分については、減額しております。というのは今回、4月から年度当初ではなくて、あくまでも年度途中ということもありますけれども、元々の設計の段階で人区についても減らしております。そういう関係もありまして、今回は過去のこの事業にかかった経費から比較しても下がっているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時46分
再開	午後2時56分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 休憩の中でいろいろ説明して、私がちょっと勘違いしている部分もありましたし、言っていることがわかった部分もありました。反面、「えっ」と思う部分もまだあるんですけども、3回目の質問ですので、いまの漁組に関しての質問は終えたいと思いますし、ただ薬師山の環境整備については、先ほどの答弁で若干やはり聞き取りづらかったので、今後の薬師山を整備していくにあたってのこの事業費の構想です。この雑草の除去も含めて、この同様のツツジの植栽については、買うのであればかかるし買わないのであればかからないんでしょうけれども、雑草除去を含む環境整備については、今後も同様の金額で推移していくのかどうなのか。

森林環境譲与税については、今後も充当していくと言いましたけれども、今年度の今回の補正に限ってこの金額よりの上積みはできなかったのかということ聞いた部分がちょっと漏れていたと思います。

それと、子育て世帯生活支援特別給付金事業については、国からの指示ということで町

民課長から説明があつて、大変わかりやすい説明でした。実際のところ、5件ほどしか対象にありませんよと。しかしながら今後、さらにコロナの影響で長期化した場合には増える可能性もあるということで、この予算化したということですが、やはり「家計の急変により同様の事情にあると認められる者」、いまの答弁の中で簡略化してきちんと資料としてきていますからということで、そちらは把握されていると思うんですが、例えば支援金事業が対象者のかたには、通知を送りますよと。でも最後の行の急変したかたについては、通知はいかないわけですから、どのようにそのようなかたは申請を行ってくださいという周知をするのか、その方法についてわからないまま流れていく可能性ってあると思いますので、そこをちょっと工夫しなきゃならないと思うので、考えあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) ただいまの子育て世帯の給付金事業の周知方法ですが、7月広報誌に掲載するというので、要申請のかたについては広報誌を見て、まず確認をしていただくということがまず第1点となります。

あと、広報誌の中でもコロナウイルス関係の支援策として、ある程度まとめたものも記載してございますので、何なりとご相談くださいということで、これに限ったことではなくて、町民課が窓口となって相談窓口となりますというあたりを記載したものを掲載する予定でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 薬師山の今後の整備方針ということになります。

まず、薬師山に関しては先ほど申し上げましたとおり、除草剤の散布あるいは人区を減らしていく等の関係がこれから詰めていきますので、ことし今年度よりは多少低くなっていくのかなというふうな思いがあります。

また、森林環境譲与税の扱いでございますが、こちらについては今回全額94万2,000円の繰入金となっておりますけれども、これを充当すれば今回森林環境譲与税の全額を充当することになります。そういうこともありまして、今回は94万2,000円の繰り入れということになります。ただ、次年度以降については、あくまでもほかの事業との兼ね合いを見ながら、充当する金額を決めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第2号 令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第11 議案第2号 令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第2号 令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業を活用し、新型コロナウイルス患者等に対応する医療従事者等に手当を支給するものです。

収入は、第1款 病院事業収益の既決予定額 12億9,588万5,000円に3,150万円を追加し、13億2,738万5,000円とし、支出は、第1款 病院事業費用の既決予定額 14億5,240万円に2,660万円を追加し、14億7,900万円とするものです。

第3条は、本年度予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業を活用し、導入予定の医療機器購入費用に国庫補助金を充当することにより、企業債を減額するものです。

収入は、第1款 資本的収入の既決予定額 2億600万9,000円は変わらず、第1項 企業債を1,080万円減額し、第3項 国庫補助金を同額追加するものです。

それでは、詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

あわせて、議案説明資料、資料番号1の20ページをご覧ください。

議案は、8ページをお開き願います。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、1目 給与費、節 手当 1,540万円並びに報酬 900万円の追加は、新型コロナウイルス患者等に対応する職員及び会計年度任用職員に支給する手当を追加するものです。

3目 経費、節 委託料 220万円の追加は、院内に勤務する委託業者等に、新型コロナウイルス感染症対応手当を支給するため、委託料を追加するものです。

次に、収益的収入を説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 病院事業収益、2項 医業外収益、4目 補助金、節 国庫補助金 3,150万円の追加は、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金を追加するものです。2,660万円は、支出の1目 給与費及び、3目 経費の財源で、490万円は当初予算に計上している危険手当及び、管理職特別勤務手当の財源振替となります。

次に、資本的収入をご説明いたします。

9ページをお開き願います。



1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 1,080万円の減額は、公営企業債及び過疎債をそれぞれ540万円減額するものです。

3項・1目・節 国庫補助金 1,080万円の追加は、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金を追加するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和3年度古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第3号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第12 議案第3号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、議案第3号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税については、世帯の所得階層と減収の程度により令和2年度の国民健康保険税が減免されることとされていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない状況に鑑み、引き続き令和3年度の国民健康保険税を減額することになったため改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、詳細につきましては、議案説明資料、資料番号1の21ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議案第4号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第13 議案第4号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免措置に対する国の財政支援が、令和3年度も引き続き行われることとなったことから、本条例の一部を改正し、令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料についても減免措置の対象とするため改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとし、経過措置を規定しております。

なお、詳細につきましては、議案説明資料、資料番号1の22ページ・23ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第5号 木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第5号 木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび提案する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事。工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。請負契約金額は、7,535万円。契約の相手方は、サンテクノ・平澤経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

議案の次のページに資料番号2として、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町中央公民館外壁・屋外建具改修工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時14分  
再開 午後3時30分

### 発議案第1号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 発議案第1号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 2番 手塚昌宏です。

発議案第1号 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 吉田裕幸、同じく平野武志。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

次のページをお開きください。

木古内町議会会議規則(昭和62年9月29日木古内町議会規則第1号)の一部を次のように改正するものです。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第3項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名または記名押印しなければ」に改めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行することといたします。

また、改正理由につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に

求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

この規則は、全国町村議会議長会で定めている標準町村議会会議規則においても同様の理由により改正されております。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

発議案第1号 木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 発議案第2号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について

**○議長(又地信也君)** 日程第16 発議案第2号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項の規定により、開かれた議会を目指し、議会のありのままの姿をわかりやすく町民に伝え、議会と住民を結ぶ重要な広報誌づくりを行うため、議会だより編集特別委員会を設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、議会だより編集特別委員会を設置することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第5条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会委員の定数は5名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、議会だより編集特別委員会委員の定数は、5名と決定いたしました。

続きまして、議会だより編集特別委員会委員の選任につきましては、木古内町議会委員会条例第7条第2項の規定により、竹田 努君、東出洋一君、相澤 巧君、安齋 彰君、廣瀬雅

一君、以上の5名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、竹田 努君、東出洋一君、相澤 巧君、安齋 彰君、廣瀬雅一君、以上の5名を議会だより編集特別委員会委員に指名することに決定をいたしました。

議会だより編集特別委員会の正・副委員長が決まるまで、暫時休憩をいたします。

**休憩** 午後3時37分  
**再開** 午後3時48分

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回議会だより編集特別委員会において、正・副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりました。

議会だより編集特別委員会 委員長に安齋 彰君、副委員長に相澤 巧君、以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

議会だより編集特別委員会委員の皆様をお願いいたします。開かれた議会を目指し、議会のありのままの姿を解りやすく町民に伝え、議会と住民を結ぶ貴重な使命でありますので、各委員におかれましては鋭意編集に務めていただきますようお願い申し上げます。

### 発議案第3号 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について

**○議長(又地信也君)** 日程第17 発議案第3号 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項の規定により、町民に、より一層開かれた地方議会のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策、今後における議会及び議員のあり方について、様々な角度から議論を進め、議会運営の効率化と活性化に向けた取り組みが必要と考えますので、議会改革特別委員会を設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、議会改革特別委員会を設置することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第5条第2項の規定により、議会改革特別委員会の定数は議長を除く全議員といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、議会改革特別委員会の定数は議長を除く全議員と決定いたしました。

それでは、議会改革特別委員会の正・副委員長が決まるまで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時51分  
再開 午後4時04分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回議会改革特別委員会において、正・副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりました。

議会改革特別委員会 委員長に竹田 努君、副委員長に手塚昌宏君、以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

町民に、より一層開かれた地方議会のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策や、今後における議会及び議員の在り方について、多様な角度から議論を進め、議会運営の効率化と活性化に向けた活発な議論をしていただきたいと思います。

#### 発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第18 発議案第4号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### 意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第19 意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 2番 手塚昌宏です。

意見書案第1号 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 廣瀬雅一、同じく平野武志。

意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書(案)

について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

日本農業をめぐるっては、TPP11や日本貿易協定など大型貿易協定が相次いで発行される中、今通常国会においてもRCEPの承認案を提出し、早期解決を目指しています。特に、RCEPの加盟国には脅威となる中国と韓国も含まれて、さらに米国との追加交渉が今後懸念されるなど、農畜産物の一層の市場開放を求めてくる可能性が高く、重要品目を抱える本道農業への甚大な影響が危惧されています。

新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減、インバウンド需要の落ち込みなどにより、地域経済への打撃が深刻化しています。また、農業においても、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖等の需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

中でも米においては、家庭需要の伸びなどで、道内食率が前年度の86%から88%に向上しているものの、コロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、主産地の豊作により滞留在庫が深刻化し、価格が下落傾向にあるため、今年度の作柄次第では米価暴落の恐れがあります。

加えて、コロナ禍の収束が見えない状況下において、第1次産業を主としている北海道にとって、今後も農畜産物への影響が続くと関連企業の縮小・倒産など、地域経済にも大きな損失を与えます。

このため、農業者が本年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化や米価暴落を防ぐ緊急対策を図るとともに、地方公共団体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応頂きますよう要望することとし、記載しております以下の点を重点として、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



## 意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第20 意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤 巧です。

意見書案第2号 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 相澤 巧、賛成者 木古内町議会議員 手塚昌宏、同じく東出洋一。

意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私達日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国は86か国、批准国は54か国です。

同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国になったことにより、2021年1月22日に発効しました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」であることから、核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めることから、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について

は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 意見書案第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書

**○議長(又地信也君)** 日程第21 意見書案第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 吉田裕幸君。

**○4番(吉田裕幸君)** 4番 吉田裕幸です。

意見書案第3号 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 安齋 彰、同じく新井田昭男。

意見書案第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。

ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求め、記載しておりますとおり以下10点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書」については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### **意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、 「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書**

**○議長(又地信也君)** 日程第22 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 東出洋一君。

**○3番(東出洋一君)** 3番 東出です。

意見書案第4号 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 相澤 巧、同じく竹田 努。

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を確保するため、給与の一部を国が負担する制度です。国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されましたが、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子ども達へのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。

早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことは必要です。

21年3月に文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護・準要保護率は、全国で4.71%(7人に1人)でございます。北海道においては全国で8番目に高い19.10%(5人に1人)となっており、依然として厳しい実態にあり、地方交付税措置されている教材費等についても自治体によって格差が生じています。

その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、記載しておりますとおり以下5点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### **意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書**

○議長(又地信也君) 日程第23 意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 吉田裕幸君。

○4番(吉田裕幸君) 4番 吉田裕幸です。

意見書案第5号 令和3年6月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく手塚昌宏。

意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

本道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所

得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において木古内町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

木古内町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であるため、記載しておりますとおり以下2点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

**○議長(又地信也君)** 提案者にちょっとお尋ねします。

意見書案第4号、5号になっていきますか、提出者のところ。たぶん第5号だと思いますので、訂正をしてください。

4番 吉田裕幸君。

**○4番(吉田裕幸君)** 先ほど意見書案第4号と言いましたが、意見書案第5号の間違いですので、皆さんよろしく願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第24 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労様でした。

( 午後4時31分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月17日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 安 齋 彰